

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金/住宅）

※地域における多様な需要に応じた公営賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項に基づき「地域住宅計画」については別様を参考とすること

平成31年3月29日

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）	地域住宅計画の名称	福岡県全地域 第3期	重点配分対象の該当	
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇治野市、篠栗町、若免町、須恵町、新宮町、久山町、相模町、芦屋町、水巻町、高橋町、遠賀町、小竹町、鞍馬町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、周田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町		

【計画の目標】
 『低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成』
 『誰もが安心して暮らせる「フレンドリーなまち」の実現』
 『地域での豊かな住生活を実現できる良好な居住環境づくりの実現』
 『市街地の狭い道路の拡幅等を行うことによる安全で安心できる住まい・まちづくりの実現』

【計画の成果目標（定量的指標）】
 ・バリアフリー化公営住宅等の割合
 ・大野城市が実施する総合計画に関するアンケートの項目（「バリアフリーに配慮された都市機能の整備」）に対する市民の満足度
 ・街なみ環境整備事業地区における観光客・交流人口の増加
 ・住宅売却における住居の増加
 ・幅員4m以上の道路に接している県内住宅の割合

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の状況及び目標値			備考
	当初現況値	中間目標値	最終目標値	
県内の公営住宅及び改良住宅等（コミュニティ住宅を含む）における住戸のバリアフリー化（手すり設置、段差解消、廊下幅のうらまつ以上）の割合を、県・市町村の調査により算出する。（政令市除く）	(H27当初) 29%	(H32末) 33%	(H32末) 33%	公営住宅
	(H27当初) 14%	(H32末) 15%	(H32末) 15%	
(バリアフリー化公営住宅等の割合) = (公営住宅等のバリアフリー化された住戸数) / (公営住宅等の全住戸数) (%)	(H27当初) 3.12%	(H28末) 3.13%	(H28末) 3.13%	
(アンケート調査結果「満足度」) = (「市民の満足度」)	(H27当初) 100.0%	(H32末) 106.0%	(H32末) 106.0%	
(住宅売却における住居の増加) = (対象団地における住宅供給戸数) (戸)	(H28末) 614戸	(H32末) 1340戸	(H32末) 1340戸	
(幅員4m以上の道路に接している県内住宅の割合) = (幅員4m以上の道路に接している県内住宅数) / (全住宅数) (%)	(H26当初) 61%	(H30末) 64%	(H30末) 64%	

全体事業費 (A+B+C+D)	50,682 百万円	A	49,240 百万円 (6,532 百万円)	B	0 百万円	C	1,442 百万円	D	0 百万円	効果促進事業費等の割合 C+E / (A+B+C+D)	15.7%
-----------------	------------	---	------------------------	---	-------	---	-----------	---	-------	-----------------------------	-------

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用対効果	個別設計計画(事業内容)	備考
									H28	H29	H30	H31	H32				
A-1	住宅	一般	別荘	直/間	県/市町村	民間	別荘地住宅計画に基づく事業	別荘地住宅計画のとり						44,374	※1	策定済	
A-2	住宅	一般	大野城市	直/間	市/民間	民間	大野城市バリアフリー環境整備促進事業	バリアフリー環境の整備						3			
A-3	住宅	一般	八女市	直/間	市/民間	民間	福島地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・94.2ha						210			
A-4	住宅	一般	八女市	直/間	市/民間	民間	黒木地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・18.4ha						113			
A-5	住宅	一般	大川市	直/間	市/民間	民間	小保・根津地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・15.6ha						207			
A-6	住宅	一般	中間市	直/間	市/民間	民間	土手ノ内地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・55.9ha						94			
A-7	住宅	一般	太宰府市	直/間	市/民間	民間	太宰府地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・139.47ha						987			
A-8	住宅	一般	うきは市	直/間	市/民間	民間	吉井地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・23.0ha						740			
A-9	住宅	一般	うきは市	直/間	市/民間	民間	新川田地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・145.9ha						445			
A-10	住宅	一般	朝倉市	直/間	市/民間	民間	秋月地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・87.0ha						189			
A-11	住宅	一般	添田町	直/間	町/民間	民間	添田町地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・13,210.0ha						265			
A-12	住宅	一般	大野城市	直接	市	市	記念第二住宅市街地基金整備事業	記念公園仮設・L=375m、記念大池線・L=320m						24			
A-13	住宅	一般	市町村	直接	市町村	市町村	狭い道路の拡幅等・県内全域							1,589			
									合計					49,240			

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用対効果	個別設計計画(事業内容)	備考
										H28	H29	H30	H31	H32				
										合計	0							

番号 一体的に実施することにより期待される効果

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考
										H28	H29	H30	H31	H32		
C-1	住宅	一般	県/市町村	直接	県/市町村	民間	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等整備事業)と一体的に行う事業: 移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成、除却工事、団地周辺施設整備、用地購入等	福岡県、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、春日市、うきは市、みやま市、新宮町、芦屋町、筑前町、遠賀町、小竹町、鞍馬町、桂川町、大任町、赤村、福智町、吉富町						895	
C-2	住宅	一般	県/市町村	直接	県/市町村	民間	公営住宅改善促進事業	地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等ストック改善事業)と一体的に行う事業: 移転助成、仮住宅借上助成、測量試験費、民間空き家改修補助等	福岡県、田川市、筑後市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、嘉麻市、朝倉市、新宮町、相模町、芦屋町、水巻町、高橋町、遠賀町、小竹町、みやこ町						158	
C-3	住宅	一般	県/市町村	直接	県/市町村	民間	地域優良賃貸住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業(地域優良賃貸住宅整備事業)と一体的に行う事業: 駐車場整備、宅地造成、除却工事、団地周辺施設整備、用地購入等	福岡県、大刀洗町						8	
C-4	住宅	一般	県/市町村	直/間	県/市町村	民間	住宅地区改良事業等促進事業	地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業等)と一体的に行う事業: 移転助成、仮住宅借上助成、除却工事、工事監理、測量試験費、民間空き家改修補助等	飯塚市、田川市、中間市、春日市、宗像市、うきは市、宮若市、嘉麻市、宇美町、香春町、遠賀町、小竹町、添田町、川崎町						224	
C-5	住宅	一般	市町村	直/間	市町村/民間	民間	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業: イベント・ワークショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成、有形・無形文化財の調査記録	八女市、大川市、中間市、太宰府市、うきは市、朝倉市、添田町						157	
										合計	1,442					

番号 一体的に実施することにより期待される効果
 C-1 公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。
 C-2 公営住宅等ストック改善事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等ストック改善事業の円滑化及び推進を図れる。
 C-3 地域優良賃貸住宅整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、地域優良賃貸住宅整備事業の円滑化及び推進を図れる。
 C-4 住宅地区改良事業等と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、住宅地区改良事業等の円滑化及び推進を図れる。
 C-5 街なみ環境整備事業と一体的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もって観光客・交流人口の増加を図る。

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考
										H28	H29	H30	H31	H32		
										合計	0					

番号 一体的に実施することにより期待される効果

※ 全体事業費や事業実施期間等は計画期間内における数字であるため、必ずしもそれぞれの事業箇所全体の数字と一致しない。
 また、予算確保の状況や用地買収の進捗などにより変更が生じるため、整備計画は随時見直しを行っている。
 (※1) 地域住宅計画による

		H28	H29	H30	H31	H32
交付金の執行状況	(単位: 百万円)					
配分額(a)		4,602,755	4,812,866			
計画別流用増△減額(b)		100,000	0,000			
交付額(c=a+b)		4,702,755	4,812,866			
前年度からの繰越額(d)		439,513	262,491			
支払済額(e)		4,873,380	4,380,023			
翌年度繰越額(f)		262,491	690,278			
うち未契約繰越額(g)		0,000	0,000			
不用額(h = c+d+e-f)		6,397	5,056			
未契約繰越+不用率(i = (g+h)/(c+d))		0.1%	0.1%			
未契約繰越+不用率が10%を超えている場合その理由						

※ 各年度の決算額が確定後、随時記載。

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）		
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県 他58事業主体

【基幹事業】

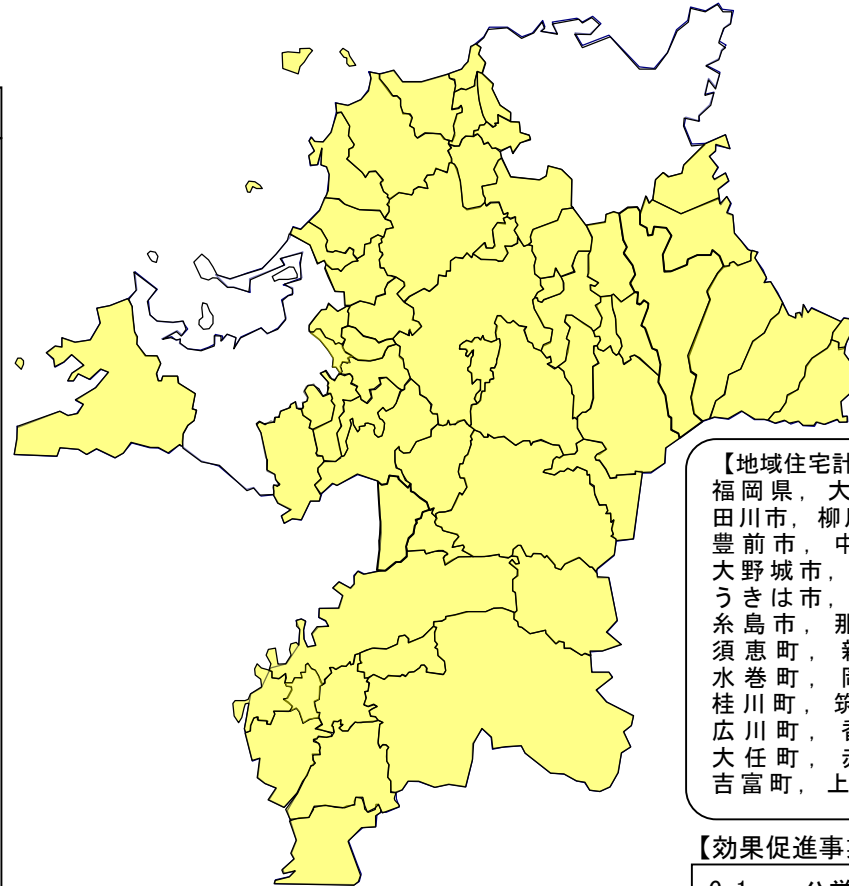
A-1 地域住宅計画に基づく事業

（基幹事業）

- 公営住宅等整備事業
- 公営住宅等ストック総合改善事業
- 地域優良賃貸住宅整備事業
- 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- 住宅地区改良事業等
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

（提案事業）

- 公営住宅改善関連事業
- 住宅地区改良事業等関連事業
- 公的賃貸住宅耐震診断事業
- 公的賃貸住宅アスベスト調査事業
- 既存建築物除却事業
- その他公的賃貸住宅関連事業
- 住宅政策関連計画策定等
- 狭あい道路整備等関連事業
- 定住促進関連事業
- 福祉・安全・環境関連事業
- 住宅情報提供推進事業
- 快適な住まいづくり推進助成事業



■■■■ 地域住宅計画 策定主体

【地域住宅計画 策定主体】

福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

【効果促進事業】

C-1 公営住宅整備促進事業

C-2 公営住宅改善促進事業

C-3 地域優良賃貸住宅整備促進事業

C-4 住宅地区改良事業等促進事業

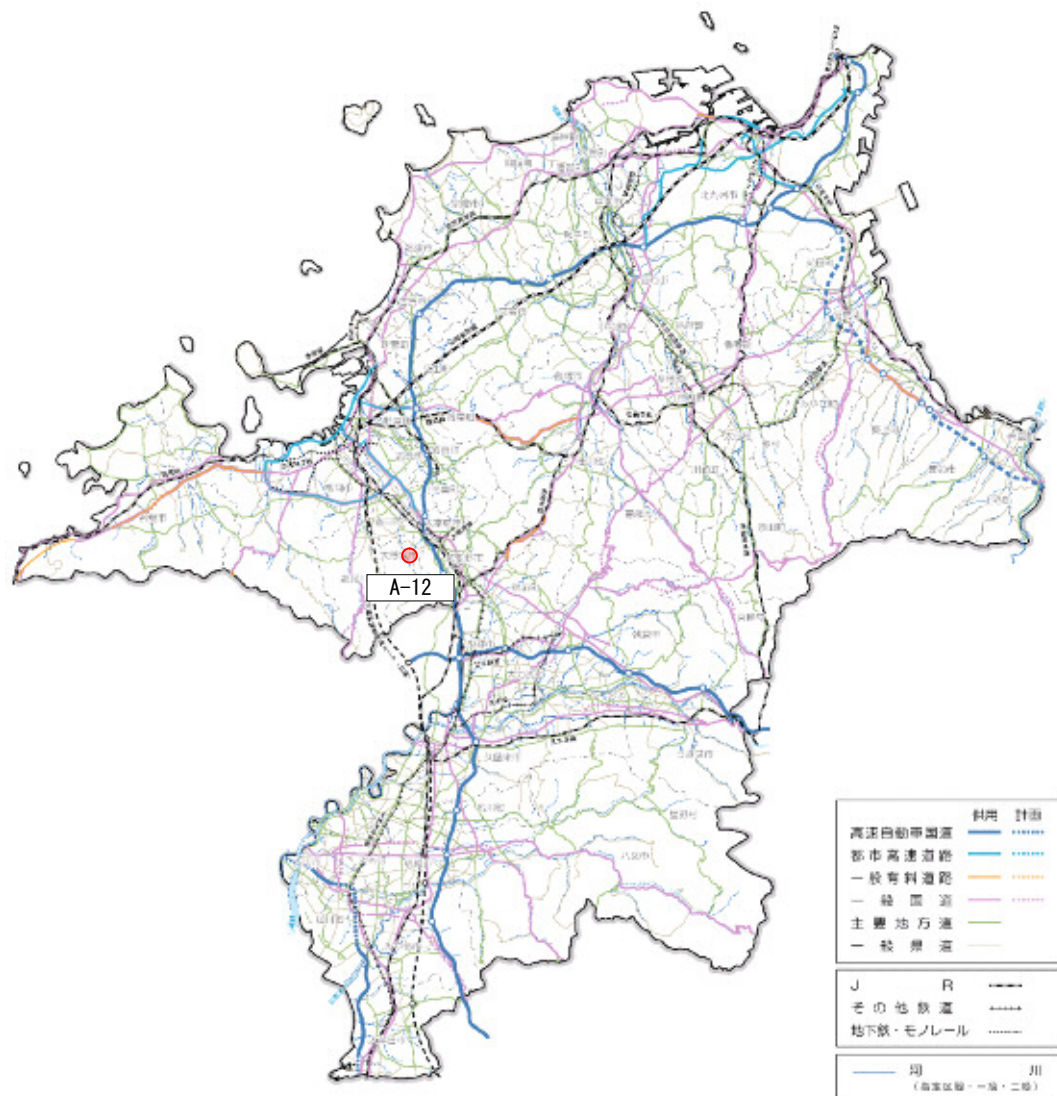
社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）		
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県 他58事業主体
【基幹事業】	A-3 福島地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-8 吉井地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】	A-4 黒木地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-9 新川田籠地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】	A-6 土手の内地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-10 秋月地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】	A-5 小保・榎津地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-7 太宰府地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】	A-11 添田町地区街なみ環境整備事業	【基幹事業】	A-13 狭あい道路整備等促進事業
【効果促進事業】	C-5 街なみ環境整備促進事業	<対象区域> ・福岡県全域	【基幹事業】
<対象区域> ・福岡県全域			A-2 大野城市バリアフリー環境整備促進事業

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）		
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県 他58事業主体

A-12 乙金第二 住宅市街地基礎整備事業



ち い き じ ゆ う た く け い か く
地域住宅計画

ふくおか けん ぜん ち い き だい き
(福岡県全地域 第3期)
(第8回変更)

ふくおか けん おおむたし くるめし のおがたし いいづかし たがわし やながわし やめし ちくごし おおかわし ゆく
福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行
はしし ぶぜんし なかまし おごおりし ちくしのし かすがし おおのじょうし むなかつし だざいふし こがし ふく
橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福
つし うきはし みやわかし かまし あさくらし みやまし いとしまし なかがわし うみまち ささぐりまち しめ
津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志
まち すえまち しんぐうまち ひさやままち かすやまち あしやまち みずまきまち おかがきまち おんがちょう こたけまち くらてまち
免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、
けいせんまち ちくぜんまち どうほうむら たちあらいまち おおきまち ひろかわまち かわらまち そえだまち いとだまち かわさきまち おおとうまち
桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任
町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

平成31年3月

地域住宅計画

計画の名称	福岡県全地域 第3期
-------	------------

都道府県名	福岡県	作成主体名	福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
-------	-----	-------	--

計画期間	平成 28 年度 ~ 32 年度
------	------------------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

対象地域は福岡県全域で、平成27年1月時点において、人口約512万人、世帯数約232万世帯である。

対象地域では、明治以降の我が国の工業化において、石炭や鉄を中心に各種の産業が発展し、人口の急増に伴い約12万戸の公営住宅をはじめとする約21万戸の公共賃貸住宅のストックが形成され、それらの老朽化が進んでいる。また、大都市部や産炭地域では、古くから住宅地が形成され道路等の公共施設が不足した密集住宅市街地等の住環境上の問題が生じている地域が存在する。さらに、大都市部近郊のニュータウンでは高齢化が進み、世帯のニーズと住宅ストックのミスマッチが生じている。

福岡県及び関係市町村では、これまで県市町村の住生活の向上に向けて、住生活基本計画等において住宅政策の目標や重点施策等を定め、計画的に住宅施策を展開している。

平成25年住宅・土地統計調査によると、住宅戸数は約249万戸で、世帯数の約1.15倍の住宅ストックが形成されており、これらストックを有効活用しながら、少子高齢化社会対応等の住宅政策の課題に取り組んでいくことが重要になっている。

このような社会・経済情勢の大きな変化に対応するため、住宅の供給に主眼をおいた施策からストック重視、市場重視の施策に転換しており、現在、民間住宅施策では、中古住宅の流通促進、空き家対策（除却、適正管理、利活用）、定住促進対策、良質な木造住宅の普及、住情報の提供等を行っている。公的住宅施策では、老朽・狭小化した公的賃貸住宅の建替事業、同住宅の福祉対応や居住性向上等に資する改善事業、住宅確保要配慮者の居住安定に資する地域優良賃貸住宅整備事業等を行っている。

2. 課題

○老朽・狭小化し居住環境が悪化した公営住宅及び改良住宅は、計画的に建替及び改善事業を実施しているが、昭和40～50年代に大量に建設された居住環境の改善が必要な中層耐火構造の住宅が、一気に更新時期を迎えることから、効率的かつ継続的な更新等を進め事業の平準化を図る必要がある。

○高齢化が進みコミュニティ等が低下している大規模な公的賃貸住宅において、居住機能の集約化や生活支援施設の併設を通じて団地の再生を推進する必要がある。

○公営住宅の入居に関しては、収入超過者、高額所得者、地位承継による長期入居者、高い応募倍率など公営住宅に入居している世帯と入居を希望している世帯との間に不公平感が生じている。また、高齢者の単身又は二人世帯の割合が高くなっており、団地内でのコミュニティー活動等に支障が生じているため、これらに対する対策が必要である。

○不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が進んでいない住宅市街地において、住環境の改善を図るため、住宅市街地全体として一体的な整備をする必要がある。

○不良住宅及び空き家住宅の集積が居住環境や地域の活性化を阻害しているため、不良住宅の除却、空き家住宅の適正管理と利活用を推進していく必要がある。

○住宅政策の実効性をより高めるため、住宅部局と福祉部局の連携のほか、地方自治体間の連携を推進する必要がある。

○人口減少社会を迎え地域間の格差が生じている。人口減少地域においては定住促進、居住環境の向上等の対策が必要である。

○高齢化に対応するための住宅のバリアフリー化や耐震性の向上が十分でないため、住宅の大半を占める持ち家も含めて促進する必要がある。

○既存ストックを活用しつつ居住水準の向上を図る観点から、住み替え支援等による世帯と住宅ストックのミスマッチの解消、中古住宅の流通促進、住宅性能表示制度の普及促進、住宅リフォームの支援、更新時期を迎える民間マンションの大規模改修や建替に関する情報提供などの施策推進が必要である。

○少子化の進行に対して、子育てしやすい住環境づくりが必要である。

3. 計画の目標

『低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成』
 『だれもが安心できる住宅セーフティネットの充実』
 『地域での豊かな住生活を実感できる良好な居住環境づくりの実現』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義		従前値	目標値		
				基準年度	目標年度		
1. バリアフリー化公営住宅等の割合	%	県内の公営住宅及び改良住宅等(コミュニティー住宅を含む)における住戸のバリアフリー化(手すり設置、段差解消、廊下幅のうち2つ以上)の割合	公営住宅	29%	27	33%	32
			改良住宅等	14%	27	15%	32
2. 県内の住宅における耐震化率	%	県内の住宅における一定の耐震性を有する住宅の割合(従前値及び目標値については、基準年度及び目標年度時点で把握できる最新の住宅・土地統計調査の統計数値(従前値:H25調査、目標値:H30調査)を使用)		83%	28	95%	32
3. 除却を推進する区域内における除却すべき不良住宅等の戸数	戸数	除却を推進する区域内における除却すべき不良住宅等の戸数(市町村の目標年間除却戸数による)		363	28	0	32

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

1-1 公営住宅等整備事業	○老朽・狭小化した公営住宅の居住環境の改善を図るため、公営住宅建替事業等を実施する。 朝倉市（杷木団地）の費用便益比（B/C）＝0.9905 （頓田団地）の費用便益比（B/C）＝0.9918 東峰村（新公営住宅）の費用便益比（B/C）＝0.8324
1-2 公営住宅等ストック総合改善事業	○陳腐化した公営住宅の環境改善を図るため、公営住宅ストック総合改善事業等を実施する。
1-3 地域優良賃貸住宅整備事業	○子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。 大刀洗町（上高橋地区定住促進住宅）の費用便益比（B/C）＝0.9030 大刀洗町（富多地区定住促進住宅）の費用便益比（B/C）＝0.8002
1-4 公的賃貸住宅家賃低廉化事業	○公的賃貸住宅家賃低廉化事業を実施する。
1-5 住宅地区改良事業等	○住環境の改善を図るため、住宅地区改良事業等を実施する。 ○居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、空き家再生等推進事業により、以下の区域の不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び活用を推進する。 区域内の空き家戸数62,075戸 飯塚市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、大野城市、宗像市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、芦屋町、遠賀町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、上毛町、築上町
1-6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため、住宅確保要配慮者賃貸住宅改修事業を実施する。

(2) 提案事業の概要

2-1 公営住宅改善関連事業 2-2 住宅地区改良事業等関連事業 2-3 公的賃貸住宅耐震診断事業 2-4 公的賃貸住宅アスベスト調査事業 2-6 その他公的賃貸住宅関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、公的賃貸住宅（公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅、単独住宅等）の機能向上に資する事業等を実施する。＜2-1, 2, 3, 4, 6駐車場整備、耐震診断等＞ ○空き家の適正管理、利活用及び除却等を促進するための事業を実施する。＜2-2空き家専門相談支援等＞
2-5 既存建築物除却事業 2-8 狭あい道路整備等関連事業 2-10 福祉・安全・環境関連事業	○住みやすい街づくり、住宅環境の向上を図るための事業を実施する。＜2-5老朽建築物除却等、2-8狭あい道路補助、2-10高齢者用緊急通報装置設置補助、防犯灯設置補助、ブロック塀等撤去費補助等＞
2-7 住宅政策関連計画策定等	○住宅政策の目標の実現に向けた各種計画策定、調査等を実施する。
2-9 定住促進関連事業	○地域の活性化や良好なコミュニティを形成するため、定住を促進する事業を実施する。＜住宅新築購入助成、民間賃貸家賃助成、定住促進住宅整備等＞
2-11 住宅情報提供推進事業	○多様な情報の中から個々のニーズに応じた情報を適切に選択できるよう、住情報を提供するとともに、住宅に関するトラブルやリフォーム等に係る相談を実施する。 ○高齢者等が安心して生活できる住宅の確保を図るため、居住支援協議会による住宅情報提供等に係る事業を実施する。 ○良質な住宅ストックの形成のため、耐震やバリアフリーに関する専門家の派遣事業を実施する。 ○子育てしやすい住環境づくり及び高齢者、子育て世帯等が共に暮らすことのできる多世代居住の促進を図るため、若い世帯への住宅支援等に係る事業を実施する。 ○中古住宅市場、リフォーム市場等の活性化を図るため、建物検査、リフォーム、住み替え等に係る事業を実施する。 ○地域住宅産業の育成・活性化及び建築生産近代化を図るため、大工・工務店を対象にした技術研修会等を実施する。 ○省エネ等環境に配慮した住宅の供給を促進するため、民間事業者の意識向上と主体的取組みを促す講演会の開催等を実施する。 ○空き家の適正管理、利活用及び除却等を促進するための事業を実施する。＜空き家利活用補助等＞
2-12 快適な住まいづくり推進助成事業	○地域住宅産業の育成・活性化及び循環型社会の形成を図るため、県産材等を活用した良質な木造住宅等へ助成する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(3) 地域優良賃貸住宅の実施について

〈事業の概要〉

- ・子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。
- ・都市再生機構の供給計画に基づく子育て世帯向け住宅を供給する。

〈地域優良賃貸住宅の整備に関する事項〉

- ・整備を促進すべき地域（政令指定都市及び中核市にあっては独自に定める地域住宅計画等による）
民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）：県内全域
機構供給：現に都市再生機構の存する区域（都市再生機構が今後供給を予定している区域）
- ・特別な事情のため入居させることが適当と認められる場合
民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）
 - 1 被災者世帯（地震等災害により住宅に被害を受けた者）
 - 2 母子・父子世帯（配偶者のない女子（男子）で現に学生を扶養している者）
 - 3 外国人世帯（外国籍を有する者）
 - 4 DV被害者世帯（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する者）
 - 5 被生活保護者世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する者）
 - 6 犯罪被害者世帯（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する者）
 - 7 ホームレス世帯（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定する者）
 - 8 失業者世帯（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）
 - 9 UJIターン世帯（当該市町村以外から転入する者）※公共供給型に限る

(4) その他（関連事業など）

- ・福岡県、福岡県内の市町村、住宅金融支援機構九州支店、独立行政法人都市再生機構九州支社、地方住宅供給公社、（一財）福岡県建築住宅センターをもって構成する福岡県地域住宅協議会にて公的賃貸住宅等の整備に関して必要な措置について協議する。
- ・民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住の安定を図る。
- ・福岡県内の区域においては、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等を推進する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業		事業主体	交付期間内 事業費	交付金算定 対象事業費
事業	細項目			
1-1 公営住宅等整備事業		福岡県、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、小郡市、春日市、宗像市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、篠栗町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、桂川町、筑前町、東峰村、香春町、添田町、糸田町、大任町、赤村、福智町、みやこ町、吉富町	36,279	36,279
1-2 公営住宅等ストック総合改善事業		福岡県、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、那珂川市、篠栗町、新宮町、粕屋町、芦屋町、水巻町、遠賀町、鞍手町、筑前町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町	10,288	10,288
1-3 地域優良賃貸住宅整備事業		福岡県、小竹町、大刀洗町	822	822
1-4 公的賃貸住宅家賃低廉化事業		飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、豊前市、中間市、小郡市、春日市、宗像市、うきは市、宮若市、朝倉市、芦屋町、桂川町、筑前町、大刀洗町、香春町、糸田町、大任町、福智町、みやこ町、吉富町	2,048	2,048
1-5 住宅地区改良事業等	住宅地区改良事業		3	3
	小規模住宅地区等改良事業	福岡県、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、芦屋町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町、筑前町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、上毛町、築上町	420	420
	改良住宅等改善事業		9,475	11,900
	住宅新築資金等貸付助成事業		13,311	13,311
1-6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業		福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	17	17
合計			72,663	75,089
提案事業		事業主体	交付期間内 事業費	交付金算定 対象事業費
事業				
2-1 公営住宅改善関連事業		福岡県、八女市、豊前市、小郡市、宗像市、朝倉市、みやま市、水巻町、筑前町、吉富町	1,291	1,291
2-2 住宅地区改良事業等関連事業		福岡県、田川市、春日市、水巻町、筑前町、川崎町、大任町	138	138
2-3 公的賃貸住宅耐震診断事業		飯塚市	1	1
2-4 公的賃貸住宅アスベスト調査事業		直方市、嘉麻市、芦屋町	19	19
2-5 既存建築物除却事業		直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、大野城市、宗像市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、芦屋町、遠賀町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町	932	932
2-6 その他公的賃貸住宅関連事業		朝倉市、芦屋町、小竹町	166	166
2-7 住宅政策関連計画策定等		福岡県、田川市、春日市、宮若市、朝倉市、遠賀町、小竹町、みやこ町	106	106
2-8 狭あい道路整備等関連事業		柳川市、八女市	7	7
2-9 定住促進関連事業		福岡県、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、中間市、宗像市、宮若市、嘉麻市、みやま市、那珂川市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、香春町、福智町、吉富町	3,147	3,147
2-10 福祉・安全・環境関連事業		大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	470	470
2-11 住宅情報提供推進事業		福岡県、宗像市	273	273
2-12 快適な住まいづくり推進助成事業		福岡県	111	111
合計			6,661	6,661

※交付期間内事業費、交付金算定対象事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保することができない特定優良賃貸住宅のストックを有効活用し、1又は2のいずれかに定める住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。

この場合同居親族要件、所得による要件は問わない。

1. 特定優良賃貸住宅制度において特定入居資格、または優先入居資格に該当する者
2. 以下のいずれかに該当する者
 - ①子育て世帯（18歳未満の同居する児童がいる世帯）
 - ②一定の収入はあるものの、各種控除を受け所得要件が下回る者
 - ③親子で隣居を希望する者
 - ④最低居住水準未満世帯の入居者
 - ⑤法人契約（入居者との連名契約に限る）で入居する者
 - ⑥マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
 - ⑦マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の規定による勧告に係るマンションの賃借人

【賃貸に関する事項】

配慮入居者に対して、福岡県が平成18年度までに認定を行った特定優良賃貸住宅及び平成18年度までに指定都市等により認定され福岡県住宅供給公社が建設した特定優良賃貸住宅の空家を賃貸する。

8-2. 法第6条第7項又は地域優良賃貸住宅制度要綱第18条の規定に基づく配慮入居者及び地域優良賃貸住宅（一般型）の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保することができない地域優良賃貸住宅のストックを有効活用し、住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。

この場合同居親族要件（①は除く）、所得による要件（①は除く）は問わない。

- ①親族同居世帯（所得月額0円～487,000円）
- ②子育て世帯（同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯）
- ③新婚世帯（配偶者（事実婚及び予定者を含む）を得て5年以内の者）
- ④高齢者世帯
- ⑤障害者等世帯
- ⑥母子・父子世帯
- ⑦外国人世帯
- ⑧DV被害者世帯
- ⑨親子で隣居を希望する者
- ⑩最低居住水準未満世帯の入居者
- ⑪マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
- ⑫マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の規定による勧告に係るマンションの賃借人
- ⑬公営住宅の収入超過者である者
- ⑭災害、不良住宅の撤去等により、住宅を必要とする者
- ⑮公営住宅法第2条第11号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の撤去により住宅を必要とする者
- ⑯都市計画事業等に伴う住宅の除去により住宅を必要とする者
- ⑰収用認定事業者等の執行に伴う住宅の除去により住宅を必要とする者

【賃貸に関する事項】

配慮入居者に対して、福岡県が平成19年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅（一般型）及び平成23年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅の空家を賃貸する。（指定都市等により認定され福岡県住宅供給公社が建設したものを含む。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- ・既存ストックを活用した効率的な公的賃貸住宅供給促進を図るため、特定優良賃貸住宅等の用途を廃止し、高齢者向け優良賃貸住宅として使用する場合、高齢者向け優良賃貸住宅の加齢対応構造部分に係る基準を緩和する。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

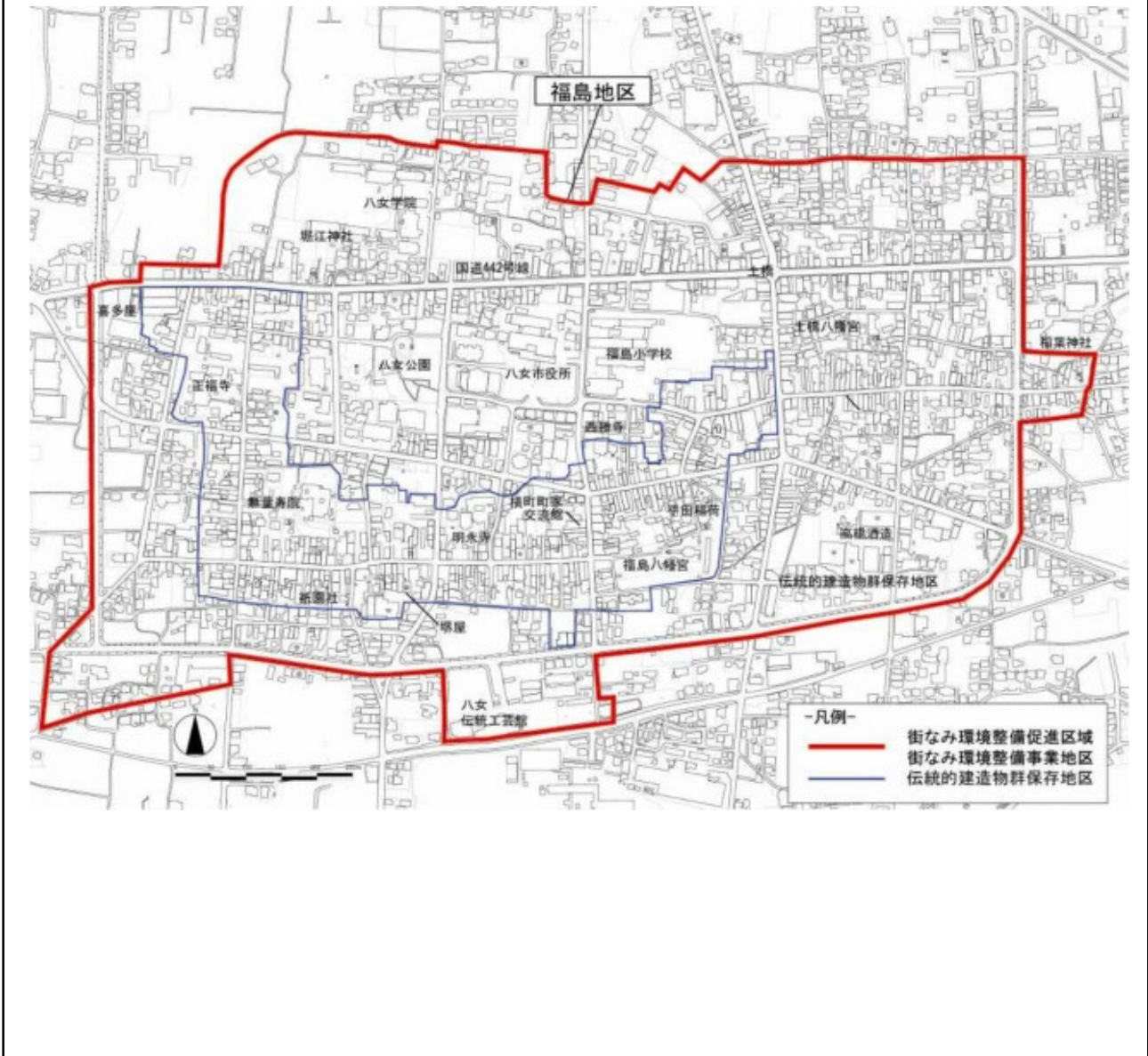
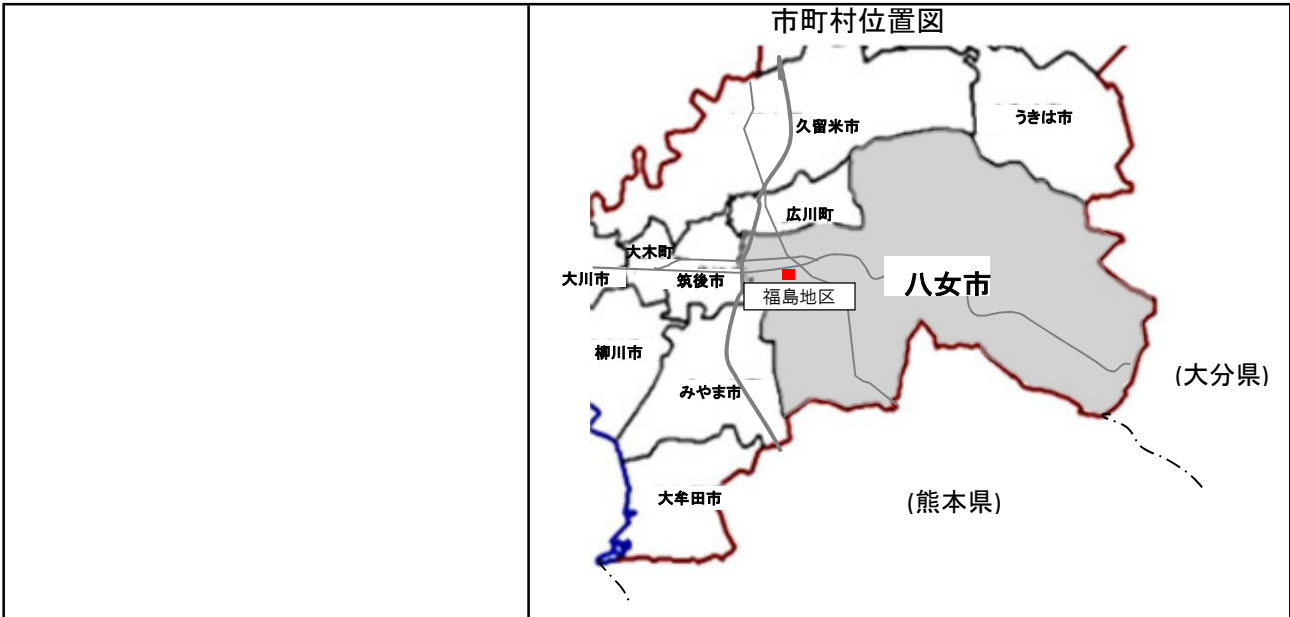
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	八女市	区域名	福島
区域現況	区域の概況	<p>八女市中心部に位置する福島区域は、福島城の城下町として発達、廃城後は旧城内に住民が移住し町並みが形成された。八女地方の物資の集散地として、あるいは仏壇・提灯等の伝統工芸の生産地として栄えた。町家は土蔵造りで商家的な色彩と職人的な色彩とを併せ持つ、独自の景観を有している。さらに、背後の旧外堀水路や神社仏閣などの緑地あるいは、それに繋がる路地の構成など、それらが一体となった奥行きのあるたたずまいに特徴があり、明治大正時代の洋風建築がほとんど無い町並みとなっていることも特徴的で、瓦屋根、漆喰塗壁町家。木造町家の連なる純和風の伝統的町家と言える。</p> <p>区域内旧往還沿いは、江戸期、明治期、大正期の建物が130棟（妻入り町家と平入り町家約半々）ほど残っている。しかし、時代の流れにより近代的な建物に変わったり、平成3年の台風で屋根など傷みがひどくなっていて、建て替えが加速している。さらに高齢者世帯が多くなっていて、空き家及び空き地が目立ち始めている。</p>			
	道路の現況	<p>区域内の道路は、公共施設が集積した中心市街地ということもあり、幹線道路及びそれからのサービス道路網がほぼ格子状に整備されている。旧往還の現行道路幅員は6mから8mとなっており、交通量は現状では少なく、主に商業業務のサービス道路のほか比較的 안전한生活道路としても機能している。また居住を伴う街区や商店街が構成された街区では、生活道路としての性格も強く、幅員4m前後の細街路が直角に入り込んでいる。また、旧往還の伝統的な街路具要素としては“札の辻”とよばれていた鍵折れ部の制札場跡や寺院への参道口、町家の門口に祀られた恵比寿祠などがあり、独特の景観を有している。</p>			
	公園等の現況	<p>区域内に、八女市の中心部の顔となる“八女公園”があり、当敷地は旧福島城の本丸及び内堀の掘割の跡であり、それらのイメージを取り入れた公園整備が現在進行中である。しかし、公園及び緑地等のオープンスペースは少ない。現状では、神社仏閣の境内の緑地が、密集した町家の町並みの裏の貴重なオープンスペースとなっている。</p> <p>外堀、中堀、内堀と三重に廻らされた旧福島城の堀の内、比較的その跡を伝えているのが外堀水路である。現在堀の石積みはほとんど残存していないが、用水路時代の丁寧な玉石護岸が全域にわたって残されており、景観資源として重要である。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>福島地区の住民が主体となり「八女福島町並み保存会」「八女・本町筋を愛する会」「八女ふるさと塾」「NPO法人 八女町家再生応援団」「NPO法人 八女空き家再生スイッチ」「NPO法人 八女町並みデザイン研究会」が発足した。伝統的町並みを市民の大切な財産として守りながら、八女のまちづくりに取り組み、文化的・経済的にも豊かな生活環境を造り上げようと日常活動を推進している。</p> <p>主な活動として、町家まつり、八女白壁ギャラリー、テラコヤノミノイチなどのイベントやハゼ並木づくり、花にあふれた街づくり、町家の空き家の情報収集と店舗等への空家斡旋などを通じ、地元住民の理解と意識の向上が計られている。地元住民が積極的にまちづくりに関与し、八女市の中でも特にまちづくり活動が活発である。</p>			

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	伝統的町並みを復元・保存し、旧往還沿いの町並みやその中心的存在である堺屋（古い町家を市が保存整備した旧木下家）、伝統工芸館、民俗資料館などと外堀の水路との連携を積極的に図り、やすらぎと潤いのある町並みの整備を推進する。具体的には、旧往還道、遊歩道、水路、地区施設（町家を活用した集会所等）、小公園の整備と伝統的町家を江戸初期から昭和初期のそれぞれの良さを生かし、伝統的建造物の保存手法で修理・修景を行い、八女福島の町並みを活かした文化的まちづくりを推進することを目標とする。併せて防災施設・設備の充実、伝統的な建造物の修理修景による耐震耐火性能の回復等の防災まちづくりの展開を図る	
	整備の時期	平成5年度に街なみ環境整備事業方針を策定したが、平成6年度から平成32年度までの期間で地区施設整備、生活環境施設整備、地区防災施設並びに街なみ整備助成（町家の修復・修景）事業を完了する。	
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	旧往還道は道路両端から1m前後の拡幅部分を平面舗装として、旧往還道の幅員と連続性を視認できるように景観整備を行う。街角案内板、進入案内板等八女地域の伝統素材を使ったサイン計画を実施する。 街灯はスケールの軒あかり程度の規模でデザインを含めて伝統的町並みに調和するものにする。
		小公園等	旧往還沿いの修景を必要とする空き地等を町並みの連続性を壊さない街角広場（ポケットパーク）の整備を行う。 旧往還沿いの公共駐車場を含む公共施設については、生垣等を含む外壁修景を行う。
		その他	旧掘割水路網は遊歩道と一体化した水路整備を伝統的護岸手法（玉石、八女石）により行い、市民の親水空間として活用を考慮する。 旧往還沿いの空き町家を修復・修景を積極的に行い、町並みの拠点施設の役割を持たせ、地区集会所としての活用を図る。店舗等の看板、街路灯、ゴミステーションを伝統的町並みに調和するよう修景を行う。
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	住宅等の整備に関しては、「八女市伝統的町並み景観整備規則」に基づく「八女福島のまちづくり協定書」（まちづくり協定）に従い、伝統的建造物を修復・修景し、それ以外の住宅等については新築・増築・改築、大規模な模様替えに際し、伝統的町並みにふさわしい形態、意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。なお、その際、建築基準法との整合性について十分考慮する。
		敷地	敷地内の空地は、植栽するように努めるとともに、道路に面する囲障は「まちづくり協定」に従い、生け垣や白壁瓦塀により外構修景を誘導し、伝統的町並みと調和するよう景観の保全を図るものとする。 公共施設等については、生け垣等を含む外塀の修景等を行う。

【位置図】

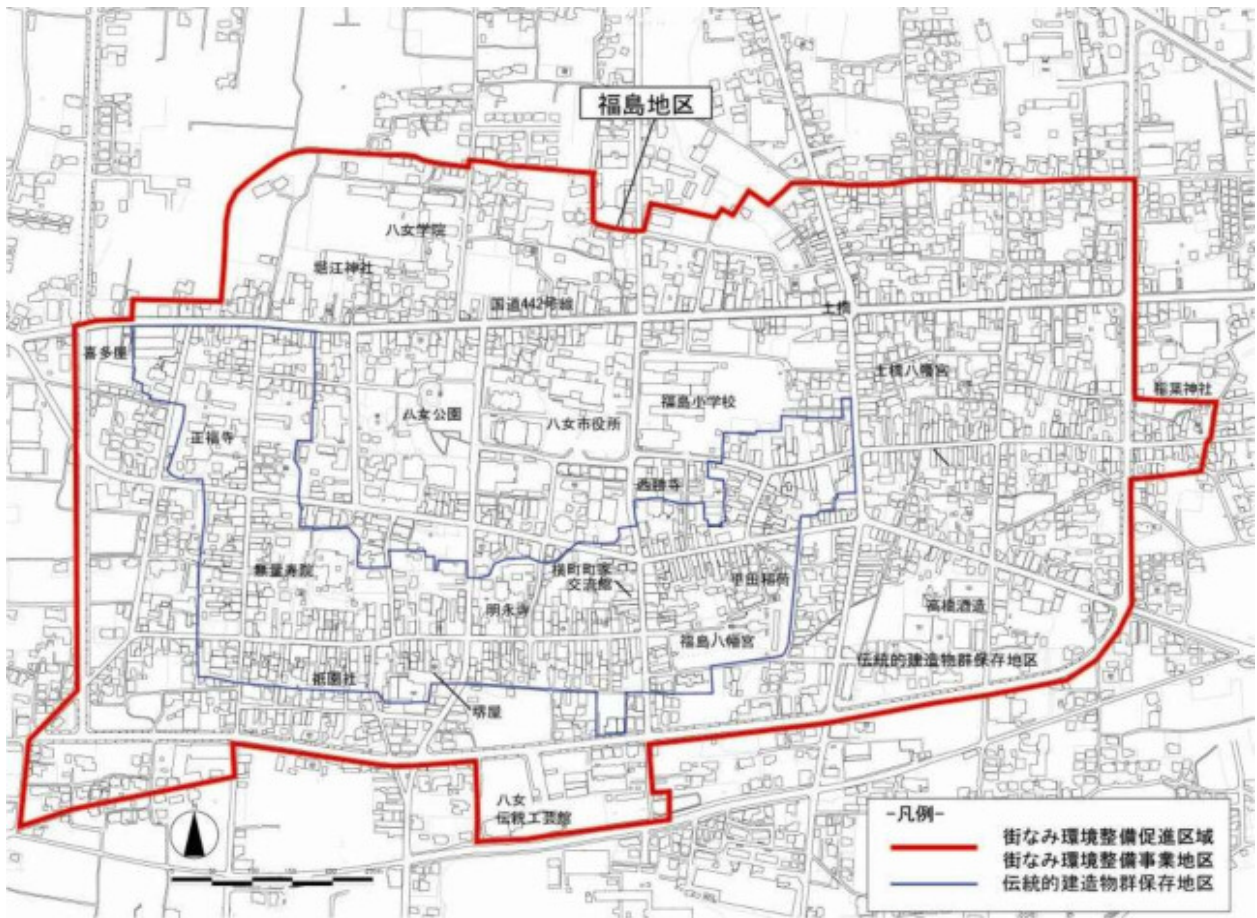
区域名または地区名	福島地区
-----------	------



【区域図】

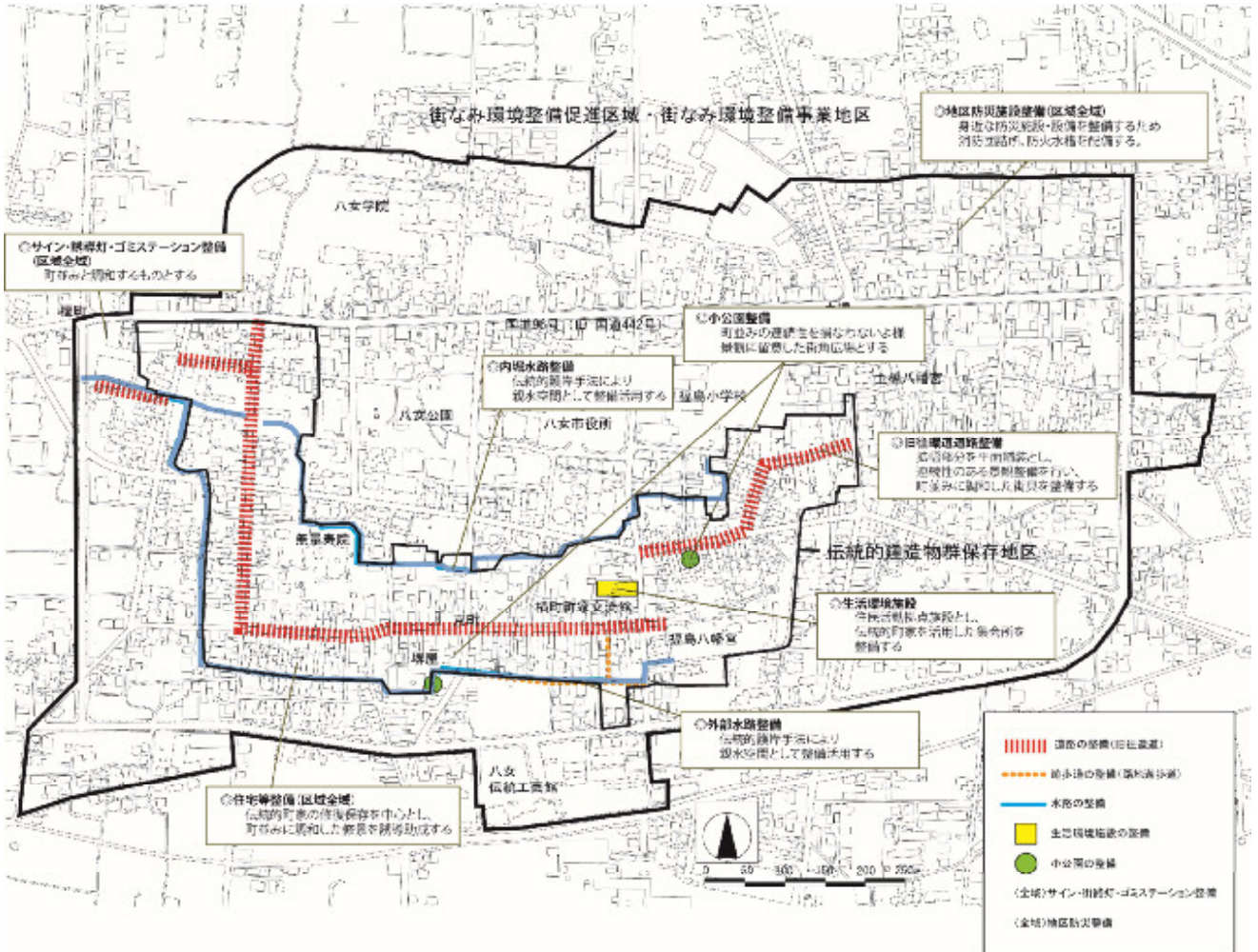
区域名又は地区名

福島地区



【整備方針図】

地区名	福島地区
-----	------



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	八女市	区域名	黒木
区域現況	区域の概況	<p>八女市の中央部に位置する黒木区域は、猫尾城の廃城後に町場が発展し、豊後別路の整備に伴い久留米藩領の在郷町として奥八女の山産物の集散地として発展した。</p> <p>黒木の町立ては、天正年間に筑紫広門が下町、次いで慶長7年に田中吉政が中町と上町を町立てし、二段階による特異な街路が形成された。その際、屋敷奥に水路が順次整備され町並みの骨格が形成された。町並みは、明治13年の大火により120戸を焼失したが、大火前後に茅葺きから耐火性に優れた瓦葺きの「居蔵造」へ変遷したと推定される。区域内の旧往還沿いには明治から昭和戦前期の建物が120棟ほど残っており、建物の更新も滞った状態で傷みが激しくなっている。近年の少子・高齢化により、独居老人や災害弱者が増加して空き家が顕著となっており、それに比例して商業地の沈滞が一段と加速している。</p>			
	道路の現況	<p>区域内の道路は、中心を東西に貫通する国道442号と、そこから北に延びる県道が2線の計3路線が通っている。区域内は、上記の主要路線を除き、幅員4m未満の道路が数多くみられ、建築基準法42条の2項道路として認定を受けた市道が殆どを占める。また、旧往還の伝統的な街路要素として、二段階の町割りの名残として残る中町・覚法寺前の矩折れ部は、歴史的な景観を伝える。また、昭和47年以降の現国道442号の拡幅により、旧往還の中町から東上町までの町並み北側は2間半ほど除却され、歴史的景観を失った状況にある。</p>			
	公園等の現況	<p>区域内の矢部川沿い、黒木堰から取水する黒木廻水路が派生する。この廻水路と矢部川に挟まれた細長い水辺空間に、平成21年度にかけて南仙かわばた公園が整備された（まち交事業）。下町の町並み沿いには下町児童公園があり、数少ない公園として子どもたちに親しまれている。当地区では、寺社境内の緑地が、密集した町家の角地や裏路地の貴重なオープンスペースとして生かされている。</p> <p>町立てとほぼ同時期に整備された水路網は、町並みを囲うように東西に貫流し、分水路なども通され町並みを縫うように流れる。矢部川を挟んで南北に高低差を有する町並みの特性から、水路護岸や石積みが随所に残され、景観資源として重要である。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>黒木地区の住民を主体として「黒木地区町並み保存協議会」が発足。伝統的な町並みを市民の大切な財産として守りながら、黒木の歴史的まちづくりに取り組み、文化的・経済的にも豊かな生活環境を構築するため、日常生活を通じて推進を図っている。</p> <p>主な活動として、空き町家の情報収集と店舗等へのリニューアル斡旋を行い、水路の清掃なども定期的を実施して、地元住民の理解と意識の向上を図っている。</p>			

区域の整備に関する基本計画	整備の目標		<p>伝統的町家を保存修理し、景観を守り伝えるため比較的新しい店舗なども修景を施し、西上町の旧往還沿いに整備した防災型の町家「まちなみ交流館 旧松木家住宅」、矢部川沿いの「南仙かわばた公園」など、町家と水路を中心とした伝統的な景観資源を積極的に活用し、安心・安全な歴史的なまちづくりを推進していく。平成21年に八女市との合併を果たし、自治行政の中心地ではなくなったため財源確保が喫緊の課題となるなか、伝建地区と一体化した地区設定により、合理的でコストバランスに優れ、早期に効果発現の期待できる社会資本整備を推進する。具体的には、旧往還道、通路・水路美装化、街路灯設置や信号等美装化、伝統的町家の修理・修景を行うことを目標とする。</p>
	整備の時期		<p>平成22年度に街なみ環境整備事業方針を策定、今後、平成23年度から平成32年度までの10カ年で地区施設整備（生活環境施設整備、修景施設整備）事業を完了する。</p>
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>歴史的な景観軸である旧豊後別路を骨格としてヒエラルヒーのある景観整備を図り、旧往還道は上位グレードとして脱色アスファルトにより美装化する。 なお、道路美装は、極力自然素材を活用し、粗骨材が浮き出る表面仕上げのデザインを採用する。</p>
		小公園等	
		その他	<p>矢部川から派生して整備された水路網について、農業水利としての機能を維持しながら、町並みと一体化した景観整備により、伝統的工法（玉石、切石等を活用）により親水空間としての機能を向上させる。旧往還沿いの町家の修理・修景を積極的に実施し、八女黒木大藤まつりの拠点の一として、文化観光交流などの集客拠点としての観光交流施設の整備を図る。また、案内板や街路灯など景観に配慮して設置し、信号機等は耐用年次を考慮して順次LED化と支柱の塗装変更を実施する。</p>
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>住宅等の整備は、「八女市文化的景観条例」に基づき、「黒木伝統的建造物群保存地区保存計画」に従い、伝統的建造物を修理・修景し、それ以外の住宅等は新築・増築・改築、大規模な模様替えに際し、伝統的町並みにふさわしい形態・意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。なお、その際、建築基準法との整合性について十分考慮する。</p>
		敷地	

【位置図】

区域名 黒木

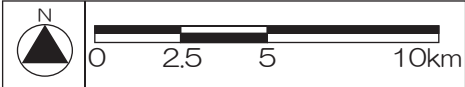


街なみ環境整備促進区域
街なみ環境整備事業地区
(約18.4ha)

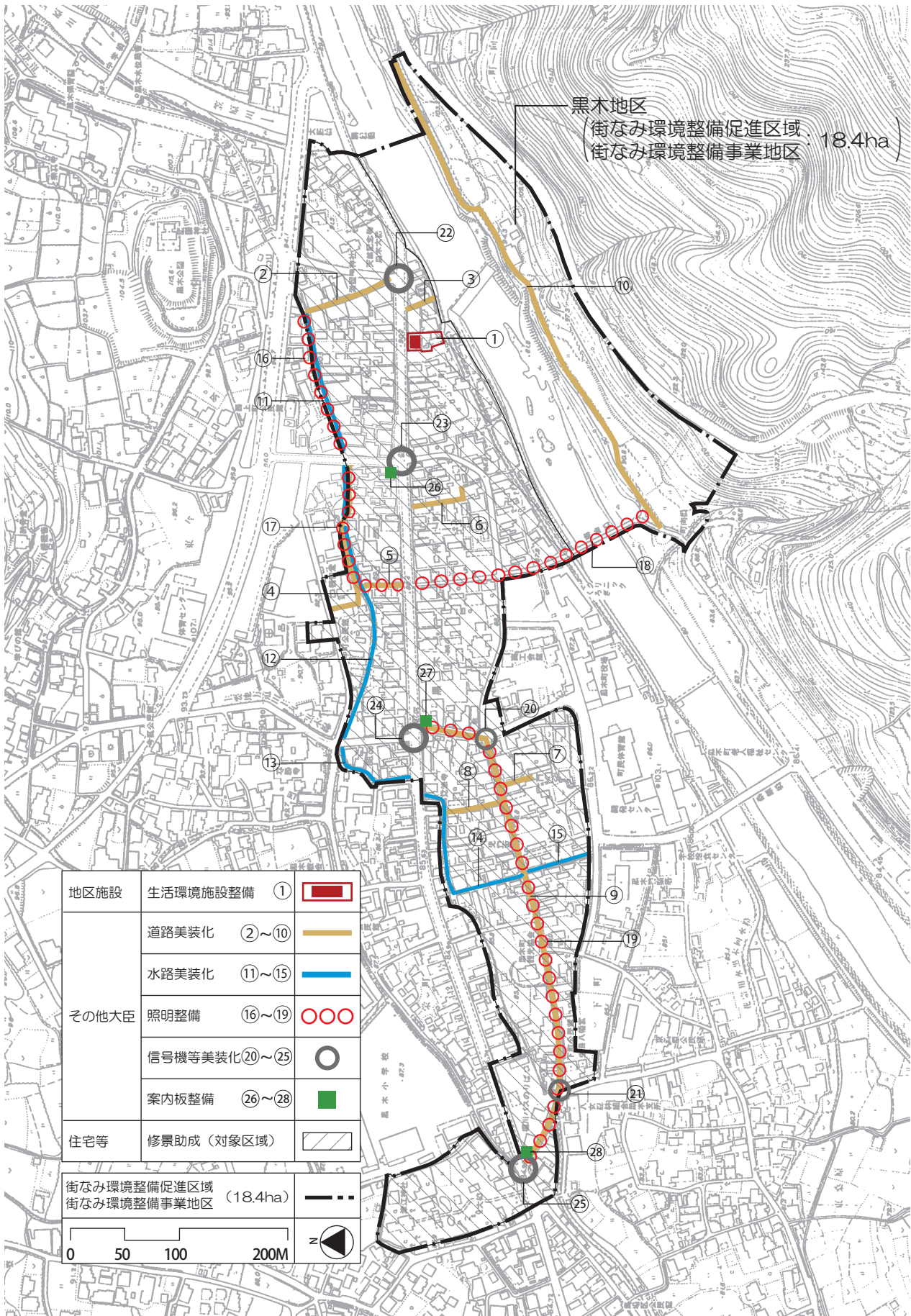
用途地域

黒木都市計画区域

市町村界



☒ 街なみ環境整備方針



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	大川市	区域名	小保・榎津
区域 現況	区域の概況	<p>大川市の中心市街地の南端側に位置する小保・榎津地区は、旧柳川藩と旧久留米藩の藩境のまちで、国指定重要文化財の旧吉原家住宅や市有形文化財の高橋家住宅をはじめとした江戸期からの歴史的な町並み景観を有しており、本市の基幹産業である木工業発祥の地でもあり昔ながらの職人の生活が残っている状況である。</p> <p>近年、町家建築の建替えが進行し、町並みとしての一体性に欠ける場所も目立つようになってきている。しかし、依然として町並みとそれを構成する上質の町家が多数残されている。小保・榎津地区の固有性が活かされる住環境の形成に向けて、町並みの連続性の回復を図りつつ、残された町並みの保存に取り組んでいくことが求められている。</p>			
	道路の現況	<p>小保・榎津地区の道路網は、藩政期の街路構成を継承するものであり、主軸をなす2つの道筋は、美装化が行われ、地元住民の暮らしにうるおいを与えている。沿道の町並みの中には国指定重要文化財である旧吉原家住宅、市有形文化財である高橋家住宅等が位置し、主軸の道筋がこれら建造物を訪れるアプローチ道路としての役割も担っている。更に、町並みを舞台とした地元イベント「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」がこの道筋を中心に開催され、多くの来訪者が訪れている。</p> <p>一方、この2本の主軸以外にも歴史的街路を構成する道路が見られるが、未整備の箇所があり、地元住民や来訪者が楽しく回遊できる道路空間の整備が課題となっている。</p>			
	公園等の現況	<p>小保・榎津地区の西側には藩境のまち広場（小保）が整備され、東側には休憩所がある藩境のまち広場（榎津）が整備されている。これらの広場については、駐車場が併設され、来訪者をもてなす小公園としての活用が期待されている。</p> <p>一方、城山公園においては、老朽化が目立ち、榎津城跡である由来も伝わる公園になっていない。地元住民の憩いの場、榎津城跡の来訪者をもてなす公園として、その再整備が課題である。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>平成21(2009)年に発足した「藩境のまちづくりを考える会」は、『藩境のまちづくり宣言』を掲げ、『小保・榎津 藩境まちづくり構想』を策定し、藩境のまちとしての歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>主な活動として、伝統的建造物群保存地区の先進地視察や「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」にて大川木工母胎のまちをアピールするための「まちななか博物館」という企画運営に取り組んでおり、同イベント時には多くの人々が訪れている。</p>			

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	伝統的建造物の保存と町並みの連続性の回復を図り、小保・榎津地区の住民に郷土に対する誇りと快適な生活環境を提供する取り組みを通して、人々が定住し、来訪者にとって魅力のある小保・榎津の実現を整備目標とする。	
	整備の時期	平成26年度～平成35年度（10カ年）	
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	市道庄分町津村口線において県道若津港線から県道新田榎津線までのうち、自然色舗装による美装化が済んでいない路線の美装化を同整備水準で実施する。 その他道路（区域内の市道中ノ船津線、市道中ノ船津新町線、市道矩手上町市場線、市道横町線、市道浦町中ノ船津線、市道城町本町線、市道本町中ノ船津線）についても、地元住民や来訪者が歩きやすい道路としての整備を実施する。 これら道路整備を通して、沿道の伝統的町家を活用した取り組みを誘発し、市民及び来訪者に対し、町並みの顕在化を図る。
		小公園等	小公園は、小保・榎津地区の歴史を表現し、あるいは町並みと調和したオープンスペースとして整備する。地元住民にとっては身近な憩いの場となり、来訪者にとっては、まちを散策する中で休息できるオープンスペースとしての整備活用を図る。
		地区防災施設	小保・榎津地区の町並みを火災から守るために、消防用の屋外消火栓の設置に取り組む。
		生活環境施設	生活環境施設は、小保・榎津地区の主軸を構成する2つの道筋沿いに点在する既存の伝統的建造物の有効活用を基本とする。整備にあたっては、当該伝統的建造物を取得し、復原修理を基本としつつ、地元住民によるまちづくりの活動拠点として活用できる地域交流施設の整備を実施する。また、その公開活用にあたっては、旧吉原家住宅との連携に努める。
		その他	大川市公共サイン計画（平成25年6月策定）に基づき、伝統的建造物や歴史的な通りの交差点など重要な地点において、その歴史性を容易に認識し理解できる案内サイン、歩行者系誘導サイン、定点サイン、車両系誘導サインの設置に取り組む。
	関する住宅等の整備に関する基本事項	住宅等	「大川市小保・榎津伝統的町並み調査報告（平成10年3月）」で抽出された伝統的建造物を修理・修景し、町並みの歴史的風致の維持向上を図る。 伝統的建造物以外の一般住宅及び外構等の修景については、伝統的町並みにふさわしい形態・意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。
	その他の事項	地区住民で構成されている「藩境のまちづくりを考える会」の活動を支援する。	

【位置図】

区域名または地区名

小保・榎津地区

市町村位置図



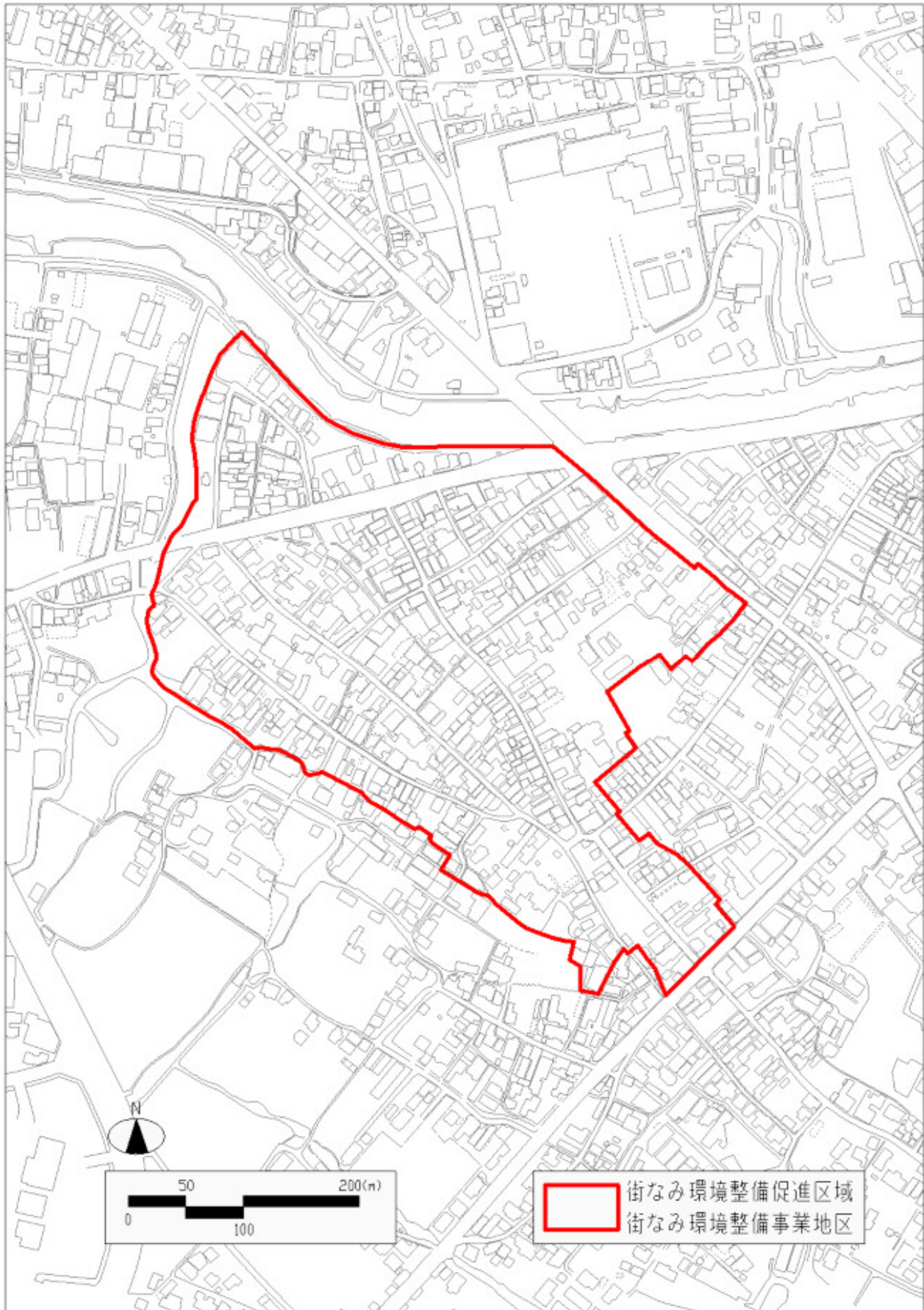
小保・榎津地



【区域図】

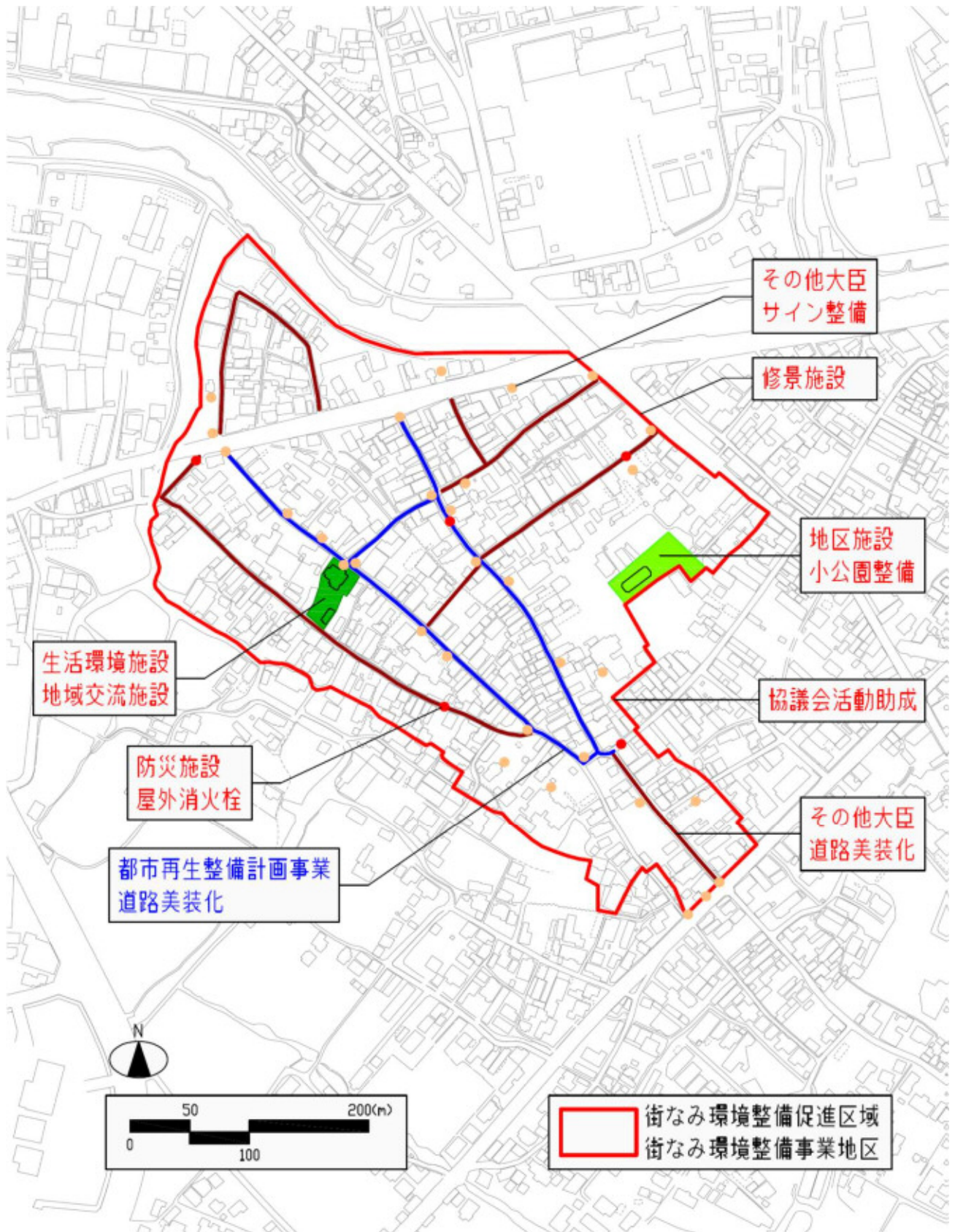
区域名又は地区名

小保・榎津地区



【整備方針図】

地区名	小保・榎津地区
-----	---------



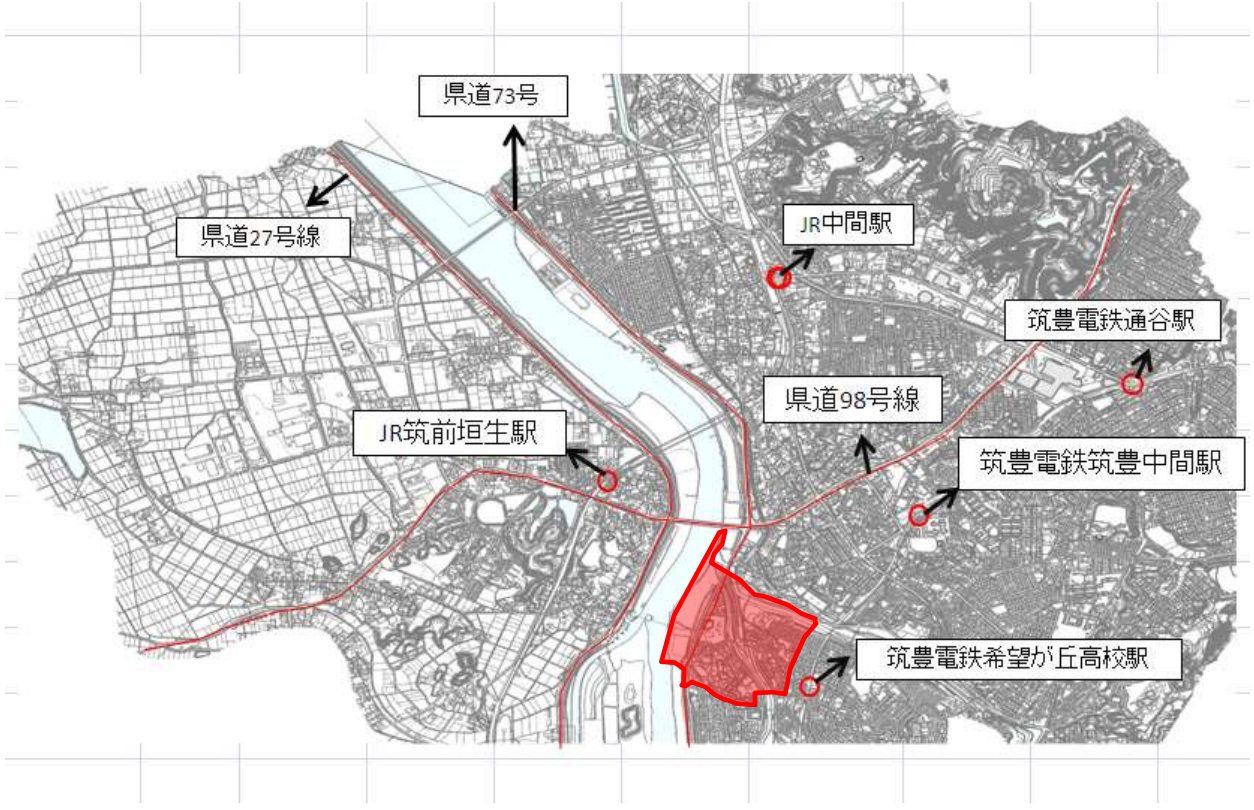
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	中間市	区域名	土手ノ内
区域 現況	区域の概況	<p>中間市土手ノ内地区は、日本の近代化を鉄鋼業分野で牽引した官営八幡製鐵所に工業用水を供給する遠賀川水源地ポンプ室が所在し、ポンプ室の操業開始とともに従業員官舎や周辺の炭鉱従事者が集まり、住宅地が形成・発展した歴史がある。</p> <p>中間市土手ノ内地区は、遠賀川と世界遺産遠賀川水源地ポンプ室を眺望できる景観を含んだエリアである。</p> <p>区域内は、第1種住居地域、第2種低層住居専用地域となっており、区域の東側境には、教育施設と北九州市八幡西区と直方市を結ぶ筑豊電気鉄道電停がある。世界遺産登録後は、通勤通学以外に観光客の利用も増加しており、閑静な住宅街の様相が変わりつつある。</p> <p>本市は、平成26年に中間市景観計画を策定し、遠賀川水源地ポンプ室を市景観重要建造物に指定し、土手ノ内地区を遠賀川の自然と歴史ある景観を守る重要な地区と定めている。</p>			
	道路の現況	<p>当該区域には、幹線道路の県道73号線が南北に貫通しているが、その他の道路は市道であり、区域の中核をなす遠賀川水源地ポンプ室に面した市道は離合が困難となっている。さらに幹線道路と市道の接続部は慢性的な交通渋滞を起こしている。</p>			
	公園等の現況	<p>当該区域には公園は4箇所が存在する。また、区域内を流れる一級河川水系の河川敷は地域住民の憩いの場となっている。</p>			
	地区住民の まちづくり活動の概要	<p>当該地区では、地区住民の清掃活動が定期的に行われている。また、世界遺産登録への取組みを契機に地区の歴史を学ぶ学習会も開催されている。</p>			
区域 の 整備 に 関 する 基本 計画	整備の目標	<p>世界遺産登録を契機とした観光客の流入による生活環境への悪影響（違法駐車、交通渋滞、歩行者の増加）を改善し、地区住民が世界遺産をシンボルとして愛情と誇りを有するゆとりとうるおいのある良好な街なみを整備する。</p>			
	整備の時期	平成28年度～平成32年度			
	地区施設等の 整備に関する 基本事項	通路等	<p>離合困難な市道部を中心とした電線地中化による交通渋滞の解消や路側線明示による違法駐車対策を図る。</p>		
		小公園等	<p>整備方針に基づき、地区住民の交流促進の場として活用し、良好な街なみを整備する。</p>		
		景観重要 建造物等	<p>景観法及び世界遺産登録に係る管理保全計画書に基づき、景観重要建造物1施設（敷地含む）の整備を行い、歴史的な街なみ景観の維持・保全を図るものである。</p>		
その他	<p>来訪者が地域住民の住環境に悪影響を与えることなく、地域の資産を見学できるような案内表示等を整備する。また、郷土愛につながるストリートファニチャー等の整備や、道路美装化を行う。また、地区住民が運営・管理する観光・交流機能を有した集会所を整備することにより、違法駐車や生活エリアと観光エリアの住み分けを図る。</p>				
住宅等の整備 に関する基本 事項	住宅	<p>第1種住居地域と第2種低層住居専用地域であることと、市景観計画や屋外広告物条例による規制が設けられている。</p>			
	敷地	<p>都市計画法の用途地域に基づき敷地の制限が行われている。</p>			
その他の事項					

【位置図】

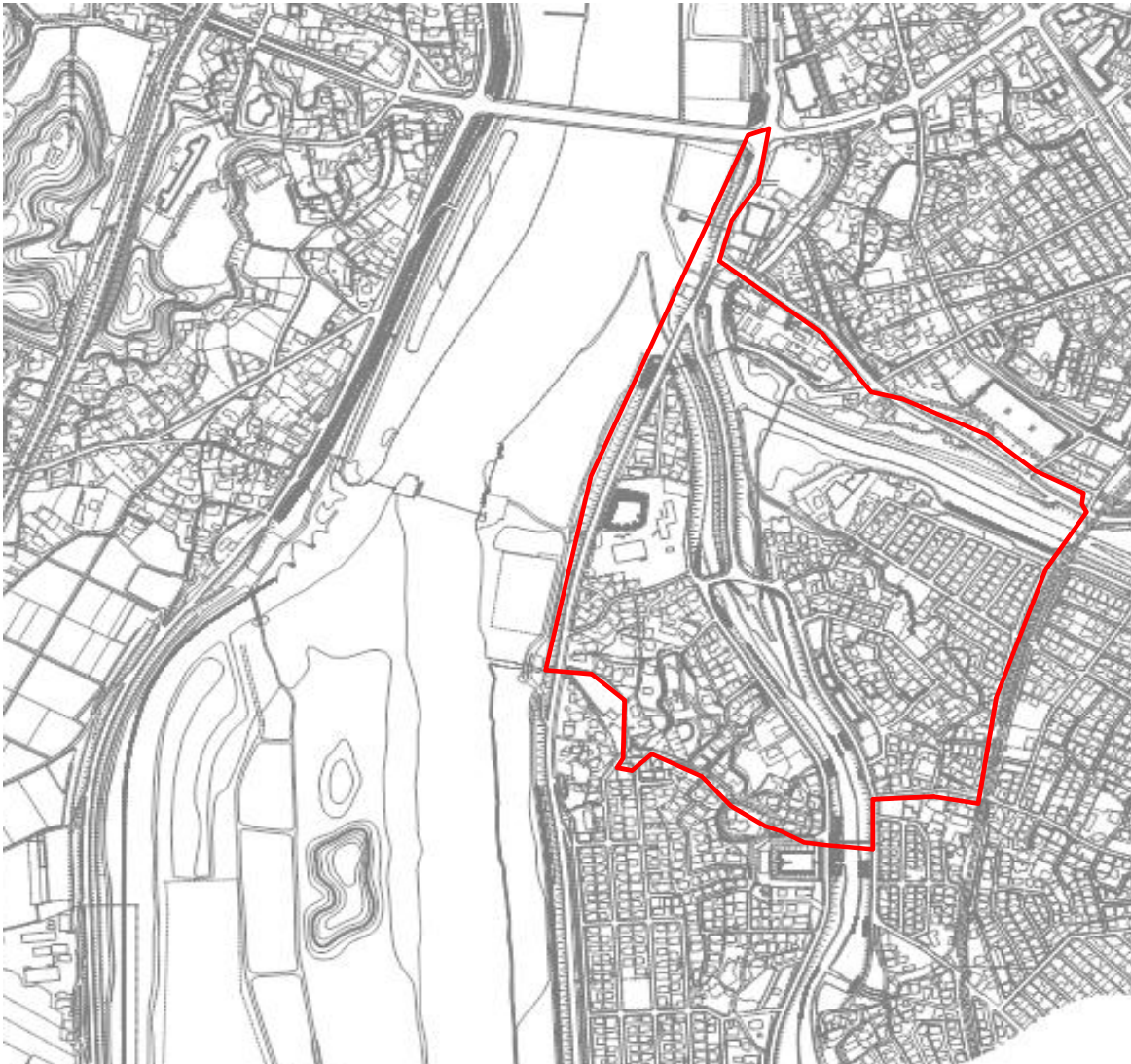
区域名または地区名	土手ノ内地区
-----------	--------

市町村位置図



【区域図】

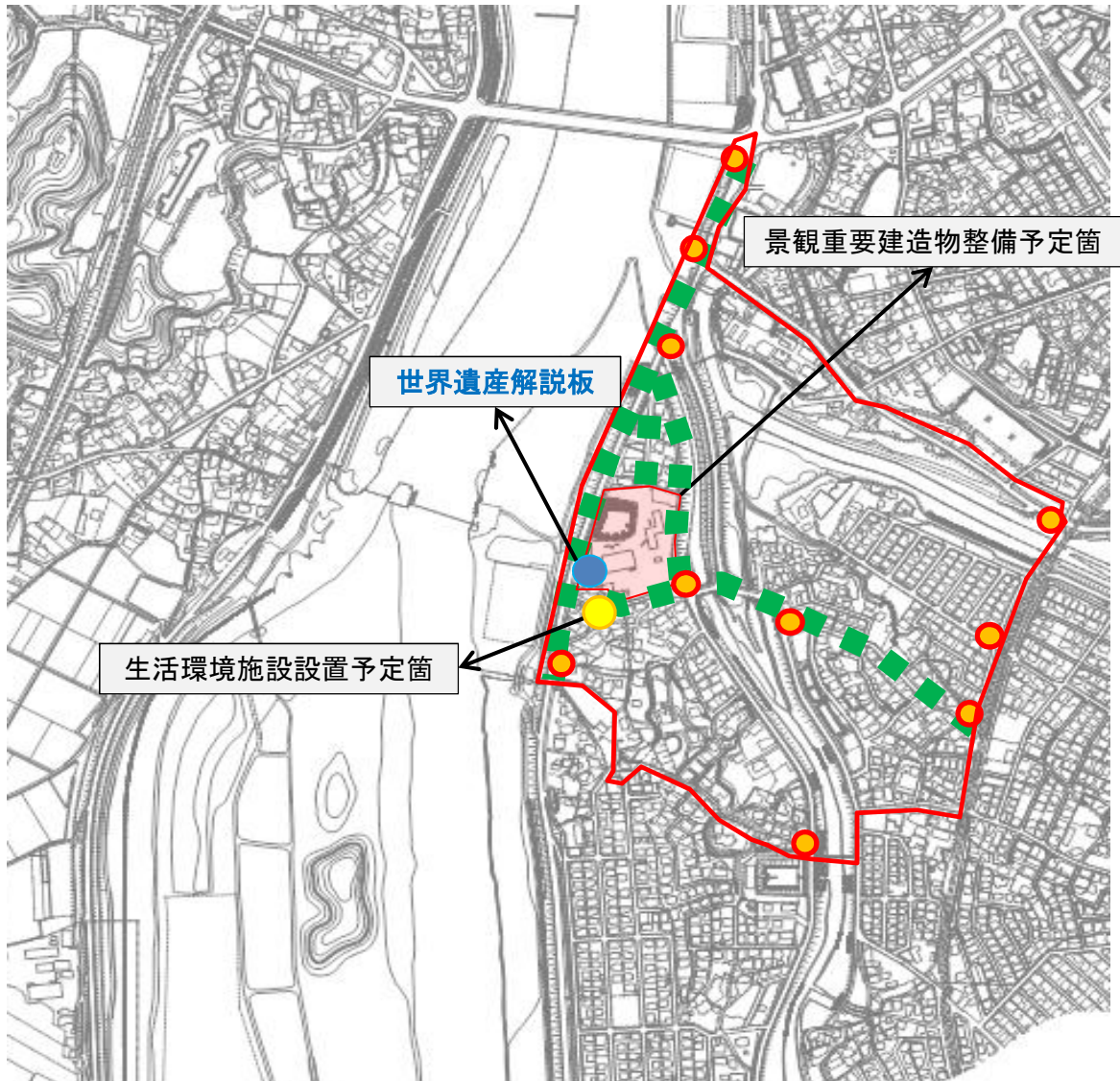
区域名又は地区名	土手ノ内地区
----------	--------



○ 街なみ環境整備促進区域、街なみ環境整備事業地

【整備方針図】

地区名	土手ノ内地区
-----	--------



- 案内板・ストリートファニチャー設置予定箇所
- 道路美装化・電線地中化予定箇所
- 街なみ環境整備促進区域、街なみ環境整備事業地

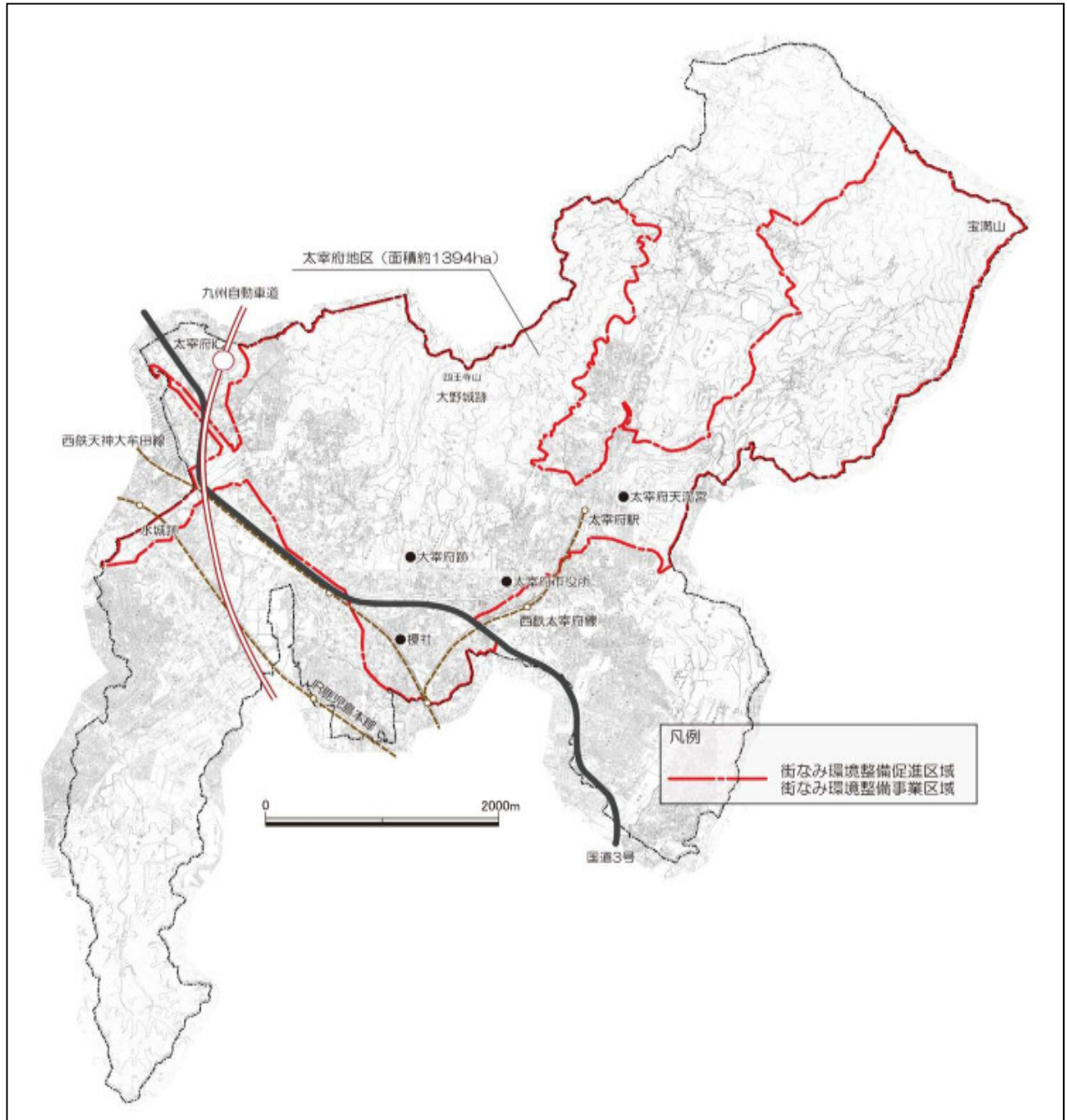
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	太宰府市	区域名	太宰府
区域現況	区域の概況	<p>太宰府区域は、古代九州の政治軍事の拠点であった太宰府に関連する大宰府跡、水城跡、大野城跡や太宰府天満宮、さらに修験道の山としての宝満山など名所・旧跡が豊富に残り、特に天満宮の門前には江戸期以降の民家建築が残る歴史的な街なみが残されている。現在の市街地は、古代大宰府の条坊のまち区割を引き継いでいる箇所が随所に見受けられ、また江戸時代の絵図にも門前の骨格を成す参道や小鳥居小路、また日田街道やどんかん道、参詣道などの通りが現在の道路と比定できるといった歴史的な市街地構造を継承している。</p> <p>こうした歴史的市街地とそこに残る歴史的建造物と一体となって、天満宮の祭礼である神幸式、また名所・旧跡を巡るさいふまいの習慣やその参拝客をもてなす門前の営みなどが連続と受け継がれ、太宰府区域には特徴的な歴史的風致が形成されている。しかし、門前において平成14年からの7年間でおよそ20棟の歴史的建造物の滅失が確認され、その後の敷地が空き地や駐車場化する状況も見受けられる。また歴史的通りの沿道も市街地の近代化や道路整備に伴って、歴史的風致を認識しづらい環境となりつつあり、こうした課題に対応し歴史的風致の維持向上を図ることが求められている。</p>			
	道路の現況	<p>区域内には九州自動車道並びに国道3号といった主要幹線道路が位置しているほか、県道が6路線ある。特に国道3号から太宰府天満宮への主要アクセスである主要地方道筑紫野古賀線や九州国立博物館へ向かう筑紫野太宰府線はイベント開催時等には渋滞が発生する。</p> <p>門前については、筑紫野古賀線が外周を取り巻くように配置され、通過交通は排除されている。参道は太宰府駅以东について車の乗り入れ制限している。小鳥居小路～溝尻～雀田の南北軸は生活道路として一定の交通量があるが、幅員は概ね4～6m程度で歩道が設置されていない。</p>			
	公園等の現況	<p>太宰府区域の3割強にあたる約450haが国の特別史跡・史跡に指定されており、中でも大宰府跡は整備公開が図られ、市民や来訪者が集うオープンスペースとして活用されている。市街地後背の緑地となっている大野城跡（四王寺山）や線状の緑地帯として市街地のアクセントとなっている水城跡も復元整備や環境整備が実施されている。ただし、四王寺山や宝満山は竹木の繁茂や豪雨災害等により荒廃が見られるほか、四王寺山の市民の森は四阿が老朽化するなど風景の維持が課題となっている。</p> <p>天満宮門前は、天満宮の社叢や四王寺山裾野の緑に囲まれた空間となっており、幸ノ元溝尻水路が南北に流れている。幸ノ元溝尻水路は、天満宮の社地と町地の分かち結界の意味を持ち、門前の空間構造を理解する上で重要な歴史的建造物である。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>太宰府区域においては、これまでも「竹の曲保存会」（県無形民俗文化財）や「木うそ保存会」（知事指定特産民芸品）、史跡解説員など本市の歴史と伝統を反映した住民の活動が展開されてきたところであるが、平成22年度からは本市独自の制度である太宰府市民遺産の育成団体として計12団体が歴史的建造物等の文化遺産の保護や後継者育成、啓蒙活動等を展開している。</p> <p>また、歴史的風致維持向上計画の認定を契機に歴史まちづくりへの機運が高まっており、門前では平成24年度に地区の居住者を主体としたまちづくり協議会を発足させ、門前のまちづくりを住民・行政が一体となって取り組んでいる。</p>			

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>太宰府区域のまちづくりは、太宰府固有の歴史的風致を具体的に構成している天満宮とその門前の歴史的市街地や古代に遡る大宰府関連史跡群や寺社などの歴史的建造物の保存整備を推進することで、住民生活に誇りと快適な生活環境を実現するとともに、古代大宰府より連綿と続く太宰府の歴史文化をさらに際立たせることによって、人々が来訪し交流することで、より地域の活力が向上することを目的とする。</p>	
	整備の時期	<p>平成22年度に国の認定を受けた「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の計画期間である平成34年度の13年間で地区施設整備、生活環境施設整備、並びに街なみ整備助成（歴史的風致形成建造物の保存修理、その他住宅への修景）事業を実施する。</p>	
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>区域内の道路については、原則として旧日田街道、参詣道、どんかん道、旧条坊痕跡をとどめる道路などの歴史的通りを美装化の対象として、沿道の歴史的資源を活用しながら、市民及び来訪者に対し、道路の歴史的な意味を顕在化させることを目指す。そのため美装化にあたっては、通りの歴史的な文脈を十分に解釈し風格のある意匠とするともに、門前の歴史的市街地、近代的な市街地、史跡地内など、その場所場所に調和した素材と色調とする。</p> <p>区域内の通路については、歴史的通りと一体的に回遊ネットワークを形成している路線を対象として、より安全かつ快適な歩行者空間を確保することを基本とする。</p>
		小公園等	<p>広場や小公園は、歴史的風致を構成する建造物や歴史的通りの沿道等で歴史的な由緒、伝説等と関連する場所で整備することを基本とし、さいふまじりの回遊拠点、大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致の維持向上を目的として、また歴史的風致に親しめる環境として活用されるようにする。</p>
		その他	<p>生活環境施設については既存の歴史的建造物の有効活用を基本とし、歴史的風致形成建造物の指定を前提として、これを取得し、地元住民が歴史まちづくりの活動拠点として活用できるような整備を実施する。</p> <p>小鳥居小路の水路については、歴史的風致形成建造物に指定したうえで、現在暗渠となっている水路の保存修理を実施し、門前の軸線である小鳥居小路の歴史的な文脈を踏まえた景観を保全・復旧する。</p> <p>サインならびにガイダンス施設の整備にあたっては、歴史的建造物や歴史的な通りの沿道、また構口や交差点などの歴史的に重要な地点において、その歴史性を容易に認識、理解できるような環境整備を実施する。また、事業によって向上された歴史的風致に親しむことを通し、事業効果を促進するための便益施設として、歴史的風致を構成する文化遺産を説明するとともに、かつ多目的に利用できる駐車場ならびに広場の整備を行う。</p>
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	<p>「太宰府市歴史的風致維持向上計画」に基づき指定された歴史的風致形成建造物を対象に、歴史的風致の維持向上に寄与する修理等に対して、所有者に費用の助成を行う。修理等の内容については、案件毎に所有者と行政が密に協議して決めることとなるが、必要に応じて文化財的な調査を実施するなど履歴に基づいた修理を実施し、建造物を往時の姿に修復、復原することを基本とする。</p> <p>その他住宅の修景整備については、地元住民で組織される協議会により、地区の景観や歴史的風致の向上に資する基準を定め、それに即した案件について補助を行う。当面は、協議会での基準の策定と共有化を支援し、本格的な修景助成については平成28年度以降での実施を目途とする。</p>
		敷地	<p>住宅の修理・修景と合わせて実施される外構の整備に関しては、上記住宅の整備に関する事項に準じ、今後協議会で策定される基準に基づく整備を実施することとする。</p> <p>それ以外の敷地は、歴史的通りの沿道の住宅や路外駐車場等について、通りに面する部分の緑化による沿道景観の形成を図るものとし、平成26年度以降に実施する。</p>

【区域図】

区域名又は地区名	太宰府地区
----------	-------



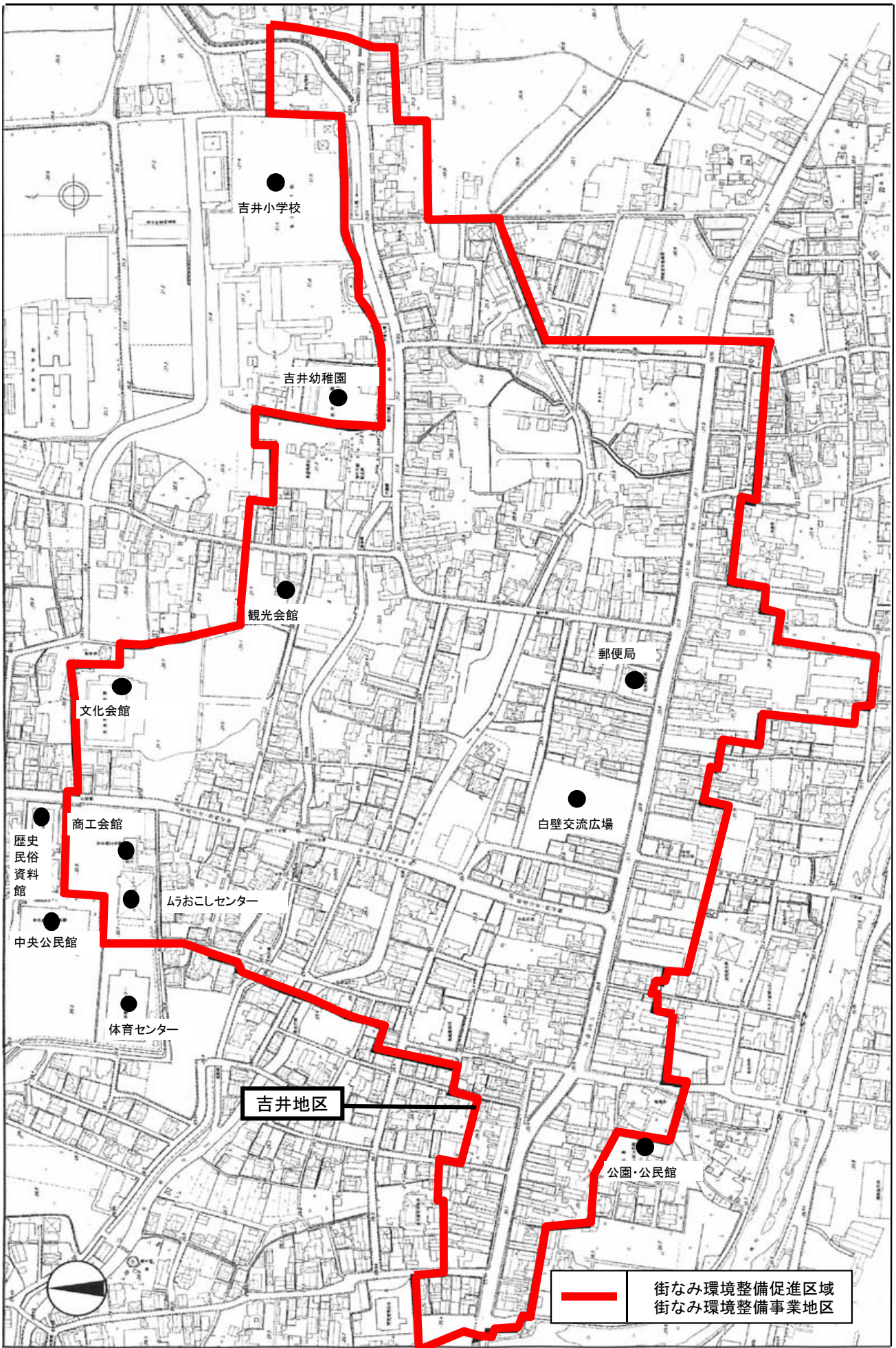
別記様式第6 街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	吉井区域
区域現況	区域の概況	吉井地区は、うきは市の中心部に位置し、白壁土蔵づくりや清流が多く残っている地域である。			
	道路の現況	区域内の道路は、国道・県道・市道により構成されている。地域の中心部を東西に国道210号線、南北に県道甘木吉井線が走り、生活道路として市内を網羅する市道より成り立っている。			
	公園等の現況	吉井町の中心部であり、公園等は存在しない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	白壁土蔵の町並みを背景とした「小さな美術館めぐり」や「お雛様めぐり」などを地区住民の有志により開催している。また町づくり研究会「街道塾」も発足し、個性豊かな町づくりを行っている。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	白壁土蔵づくりの町並みを有効に活用し、地域住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。			
	整備の時期	平成6年度～平成35年度			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等 (平成30年度まで)	カラー舗装等による雰囲気づくり・歩行者専用化（時間制限・日祭日等）・電線の地中化 幅員4m未満の道路等については、拡幅できるよう推進する。		
		小公園等 (平成30年度まで)	点としての個性的な緑のポイントづくり、線としての連続した緑による沿道修景		
		その他 (平成30年度まで)	看板等のデザイン、自動販売機・電話ボックスのデザイン、サインのデザイン、生活環境の整備、地区防災施設の整備		
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	白壁土蔵づくりの保存、修復、白壁土蔵の町並みにマッチした住宅の修景。 新築や増築時には、道路中心線より2m以上後退して建物の配置等を行うよう指導する。		
		敷地	塀（土塀、海鼠壁）、生垣の導入		
その他の事項					

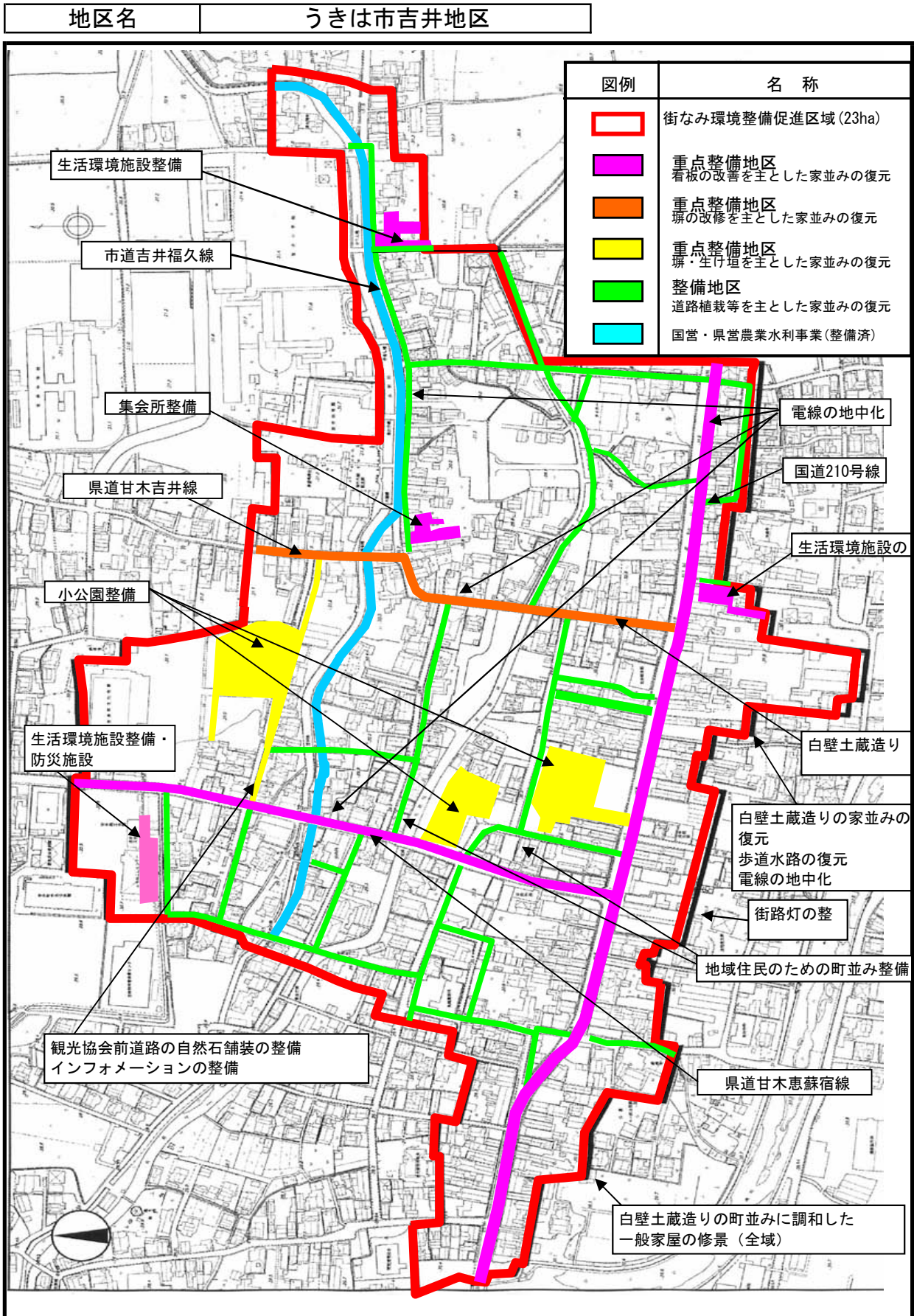
【区域図】

区域名又は地区名

吉井地区

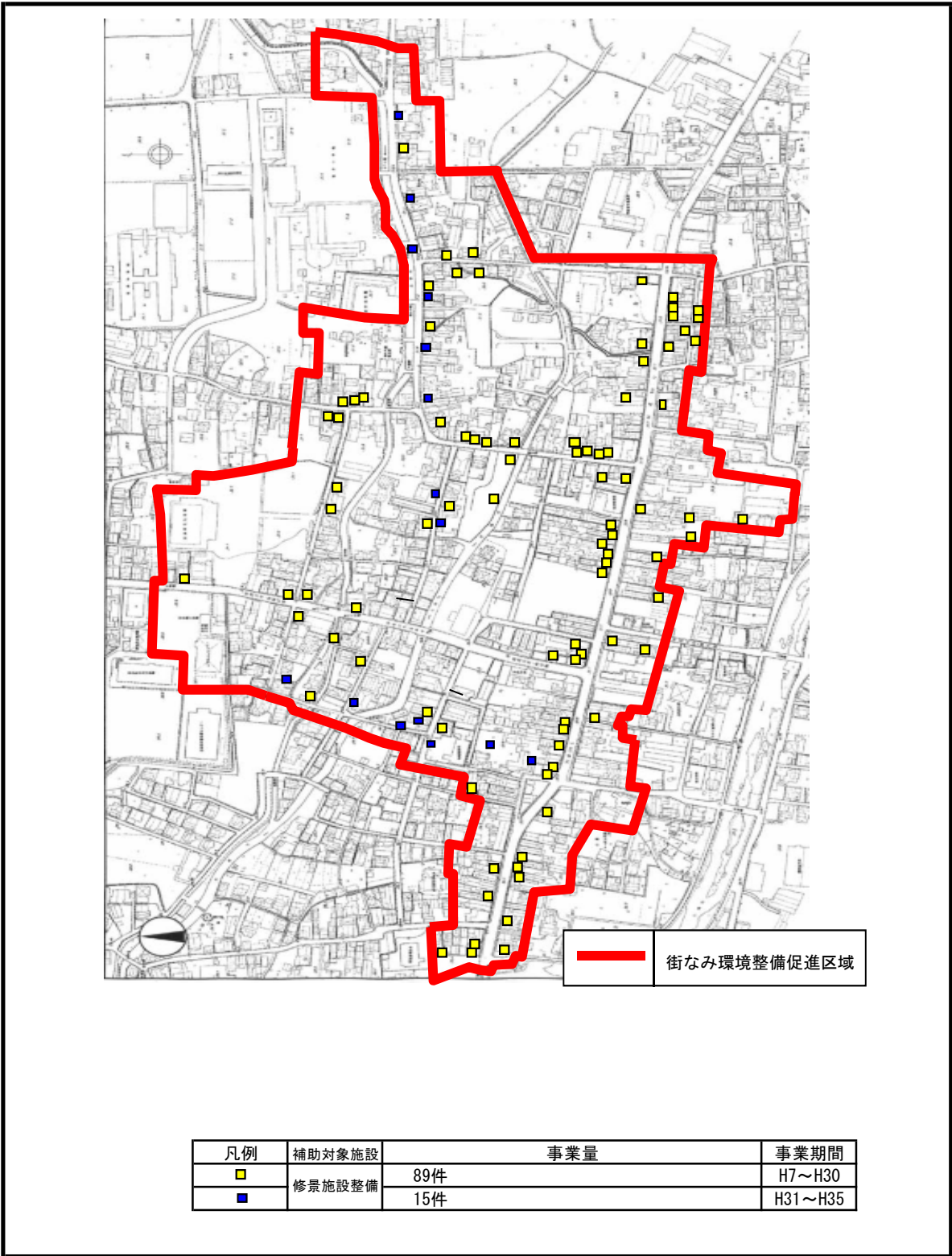


【整備方針図】



【街なみ環境整備事業計画概要図】

地区名	吉井地区
-----	------



街なみ環境整備方針説明書

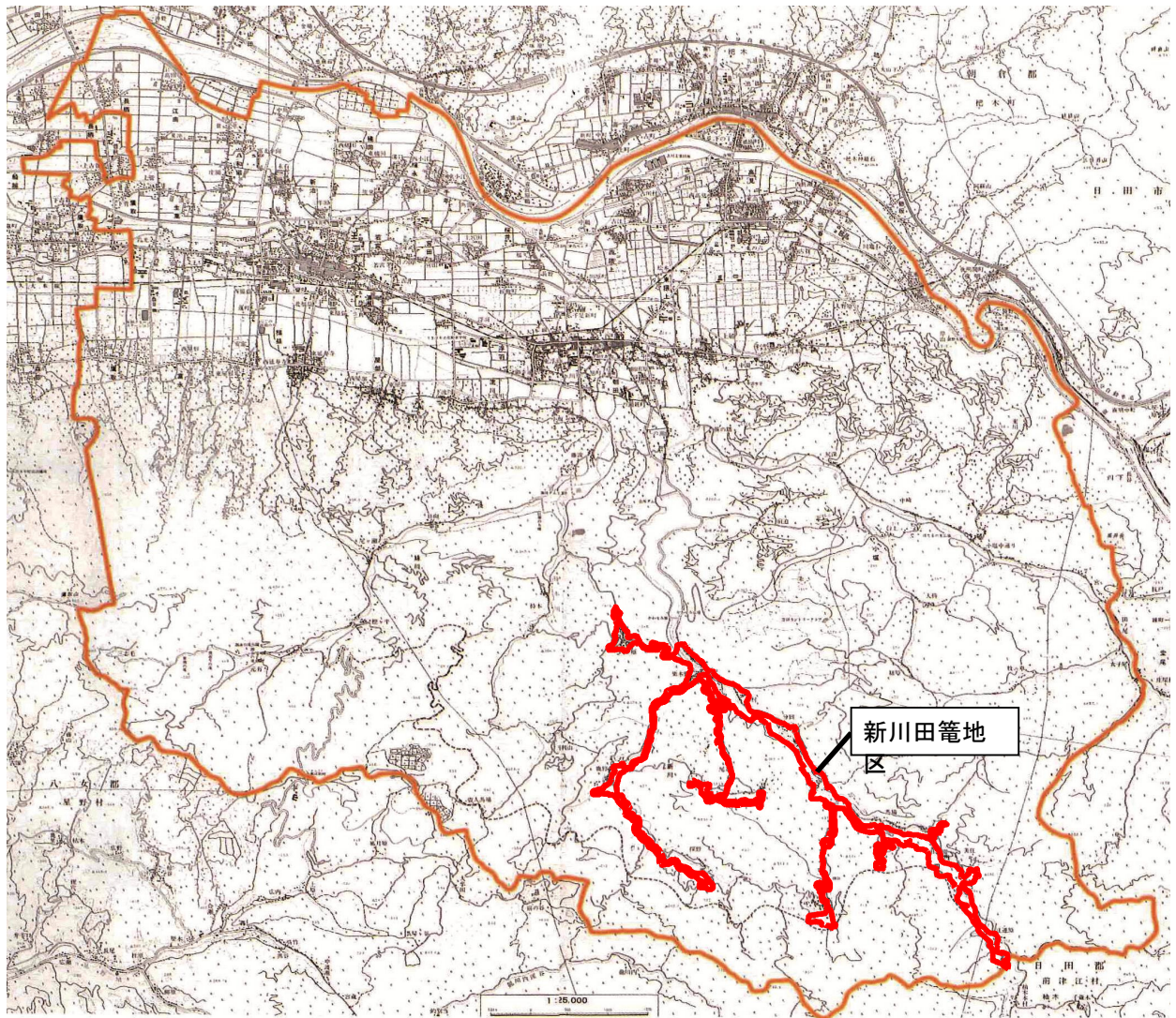
都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	新川田箆
区域 現 況	区域の概況	新川田箆は、うきは市の南東部に位置し、自然条件の厳しい山間部にあつて隈上川、鹿狩川による水系からそれぞれの場所に応じた巧みな水利によってつくられた棚田が広がる地域であり、かつ旧往還に沿って伝統的な山村集落が今も息づく文化的な景観を見せる。			
	道路の現況	区域内の道路は、県道・市道により構成されている。地域の中心部を隈上川と並行して北西から南東に県道朝田日田線が走り、鹿狩川に沿うように市道が地域南西部の集落を循環する骨格となっており、そこから他の市道や農道及び里道によって宅地や農地が結ばれている。			
	公園等の現況	山村集落であり、神社やお堂など伝統的な交流スペースはあるが、公園等は存在しない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	平成18年に「つづら棚田を守る会」が発足し、棚田オーナー制度をはじめとして地域振興を行政と協働で担っており、平成23年、伝統家屋を活用した宿泊型体験施設「つづら山荘」を集落が主体的に運営するなど地域の魅力を活かした活動が育っている。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	緑豊かな山林に囲まれ、棚田の石垣や集落の伝統家屋が織りなす歴史的かつ文化的な地域景観を、住民生活を尊重した環境整備により適切に維持保全することで、地域の活性化につながる生活環境の形成を図る。			
	整備の時期	平成23年度～平成32年度（10カ年）			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	協議会での検討により、各集落の風致に即した整備を図る。		
		小公園等	協議会での検討により、集落ごとの配置を図る。		
		その他	新川地区と田箆地区の交流を目的とした生活環境施設、街路灯、案内板等のサイン計画及び整備を行う。		
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	今後とも山村集落の歴史的風致を損なわないように、現存する伝統家屋の外観を参照した住宅等の修景を推進する。		
		敷地	周囲境界の段差を石垣や石積として収めることを基本とし、必要に応じて板壁や生垣により沿道景観を調和させる。		
外構		棚田景観の保全育成を目的として、棚田の自主管理を維持育成するために、水路のメンテナンスや植栽（草刈）により外構修景を図る。			
その他の事項	地元協議会活動（地区施設、街路灯・看板等の導入や配置検討など）を集落ごとに計画的に支援する。				

【位置図】

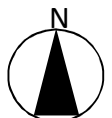
区域名または地区名

新川田籠地区

市町村位置図



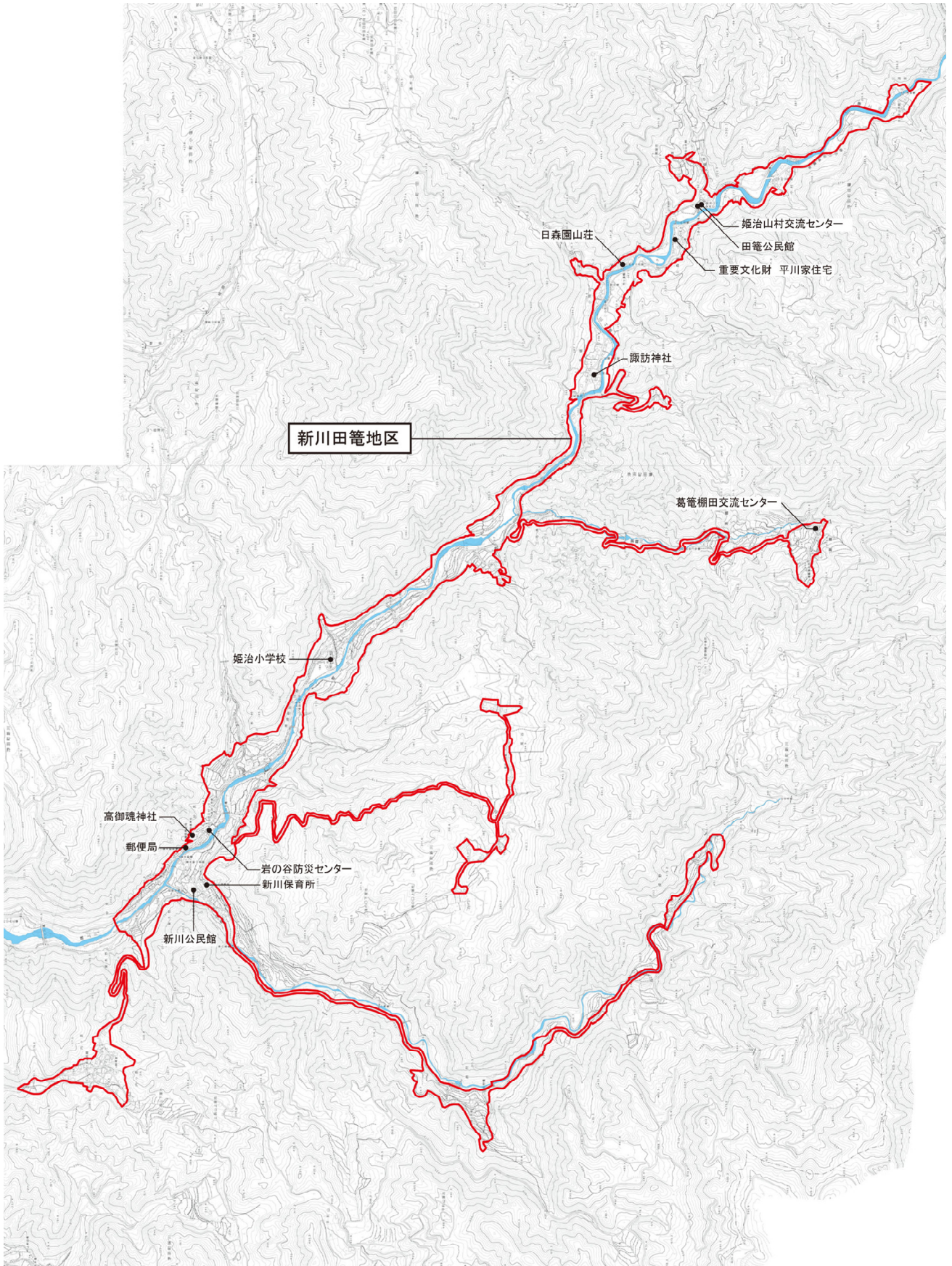
街なみ環境整備促進区域
街なみ環境整備事業地区






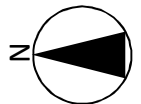
【区域図】

区域名又は地区名

新川田籠地区







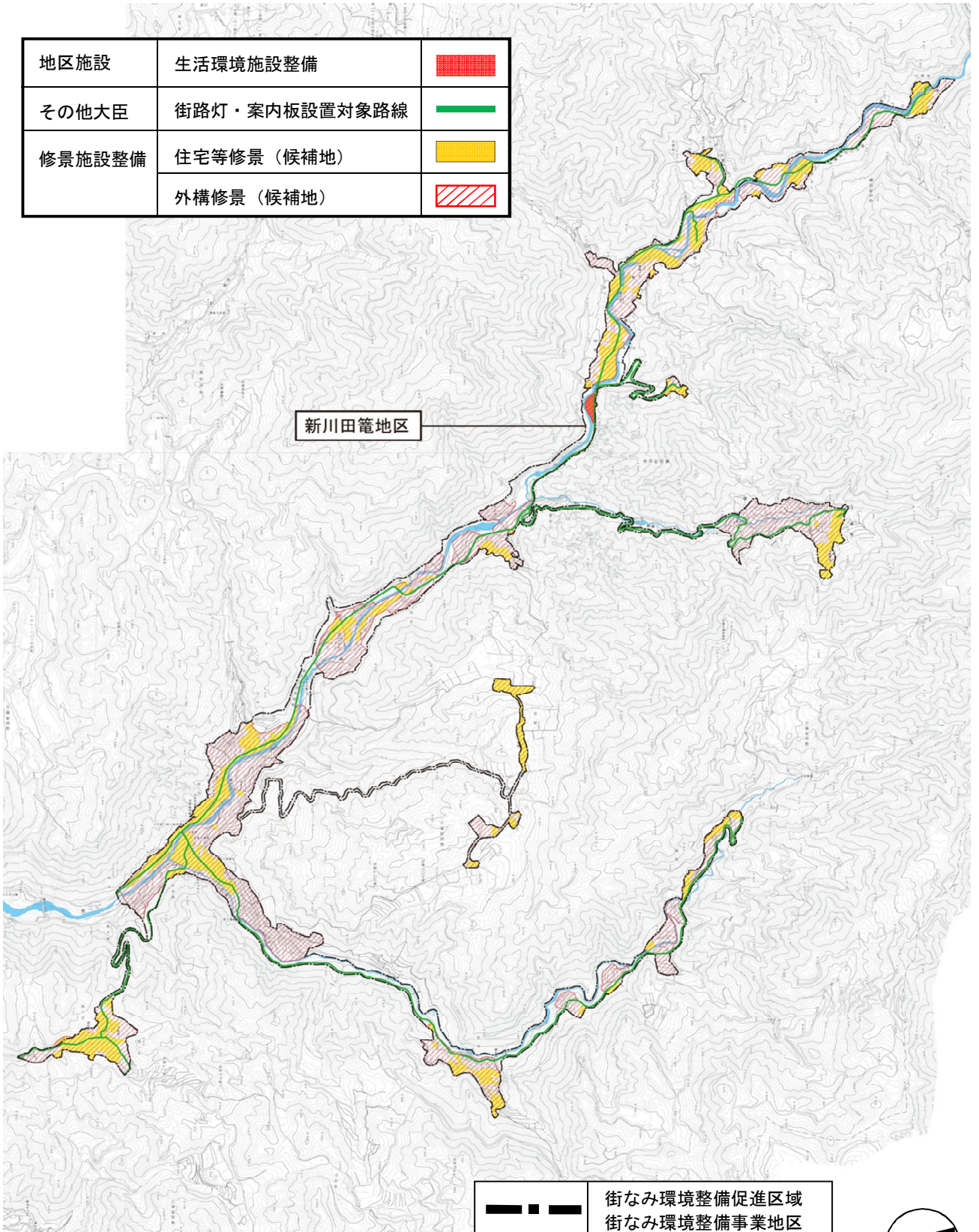
	街なみ環境整備促進区域
	街なみ環境整備事業地区
S=1:25,000	
	


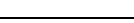


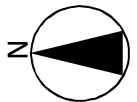
【整備方針図】

地区名	新川田箆地区
-----	--------

地区施設	生活環境施設整備	
その他大臣	街路灯・案内板設置対象路線	
修景施設整備	住宅等修景（候補地）	
	外構修景（候補地）	



	街なみ環境整備促進区域
	街なみ環境整備事業地区
S=1:25,000	0 20 400 800



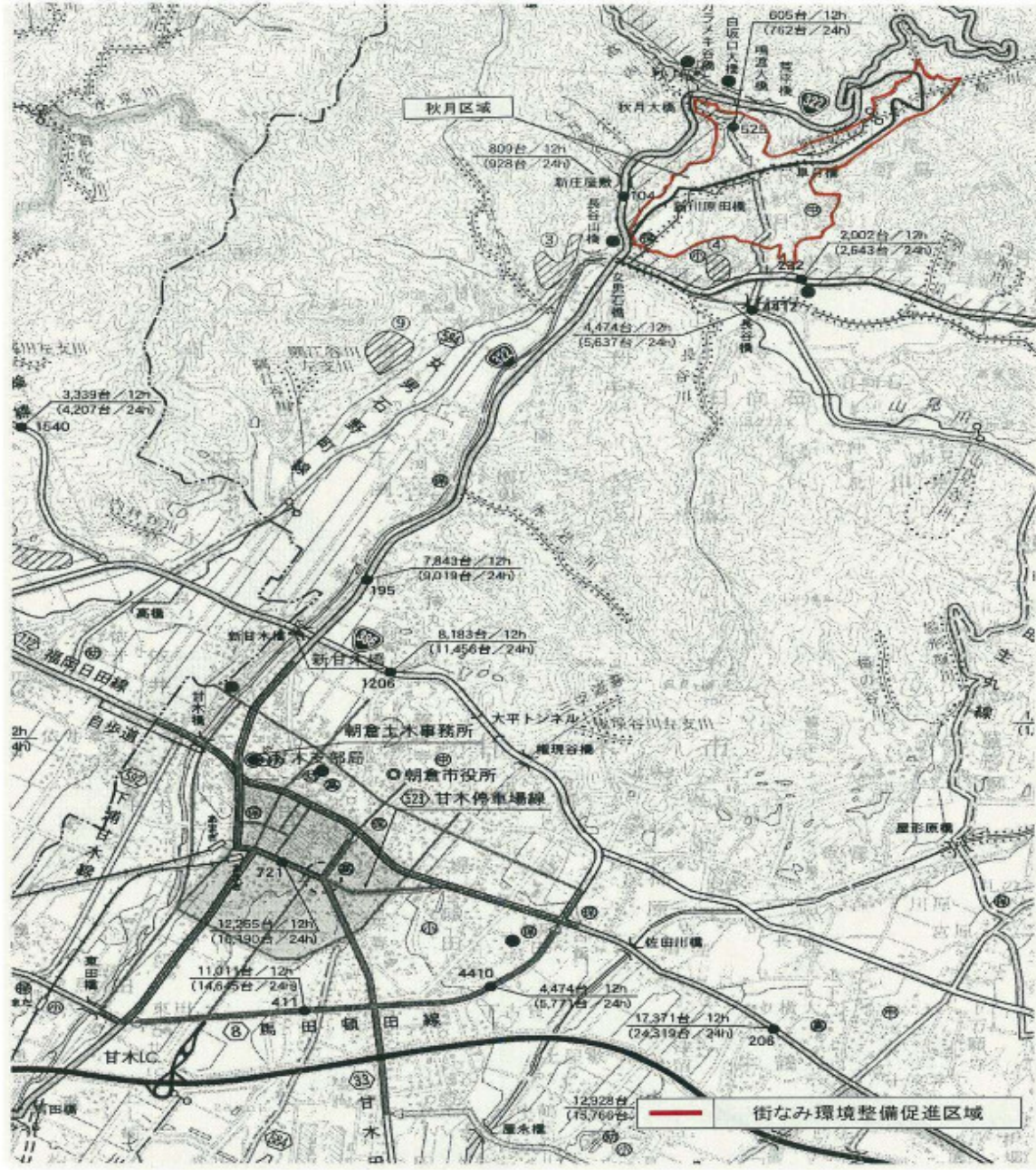
別記様式第 6 街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	朝倉市	区域名	秋月
区域現況	区域の概況	筑前の小京都と呼ばれる秋月は、近世城下町として地割をはじめとする基本的構造や武家屋敷、町家及び寺社建築が多様に残されている。また、水路網と護岸の石積河川や水路に架かる石橋等が伝統的建築物と一体をなし歴史的風致を形成している。周囲は豊かな自然に囲まれており、城下町らしい潤いと安らぎのある景観が維持されている。			
	道路の現況	朝倉市甘木中央部より北に約 7 Km、福岡県のほぼ中央部に位置する。秋月地域は幹線道路が地域の中心部を通過しており、生活道路と通過道路、観光道路を兼ねた状況になっている。その大部分は城下町時代の道がそのままの形で利用されているため幅員 4 m 未満の道路が多く、観光シーズンには交通渋滞により住民の日常生活に支障を与えるといった課題も存在する。			
	公園等の現況	地域内には公園は少なく、神社境内等が児童遊園的な役割を担っており、街なみ環境整備事業第 1 期にて整備を行った分もあるが、不足感は否めない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	住民のまちづくり活動は秋月コミュニティ運営協議会が主体となり、伝建地区指定及び今後のまちづくりへの大きな原動力になっている。			
区域の整備に関する基本方針	整備の目標	歴史的な街なみ景観を市民共有の財産として保存するとともに生活環境の向上、交流人口の増大を図る。			
	整備の時期	平成 27 年度～平成 32 年度（6 年間）			
	地区施設等の整備に関する基本方針	通路等	旧城下町の履歴を考慮した整備を図り、枡型等の形態及び石積の側溝、石橋の路面等の形質等の復旧により町並みとの調和を目指し、回遊性を高める施策を進めてきた。今後も同様の方針を堅持する		
		小公園等	目鏡橋周辺をはじめ、かつて番所跡や枡型及び空地等を活かしつつ回遊散策に供するポケットパークを整備してきている。今後さらに住民活力の拡張を目指して、区域外からの来訪者との文化的交歓も企図した市民交流広場の整備を図る。		
		その他	防災的拠点を併設した、地域交流施設の整備を行っているが、今後さらに、区域内外の交流を高めるために、またより広範なまちづくりのための市民交流、情報発信に主眼を置いた施設を整備する。		
	住宅の整備に関する基本方針	住宅	道路、通路沿道は伝建保存計画の景観誘導体の区分（屋敷建築と町家建築の町並み）に従い、住宅等の保存、修景を図る方針にあるが、今期本計画の中では特段の事業化は予定しない。		
		敷地	旧城下町の地割の履歴に合致しない敷地の分筆合筆は避け、屋敷建築は壁面後退を誘導し、町家建築は壁面線を安定させるために、道路に面した建築を誘導する。		
その他の事項	「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」、「身近なまちづくり支援街路事業」により、区域内の骨格的道路及び公共駐車場、河川環境の整備等を図る。				

【位置図】

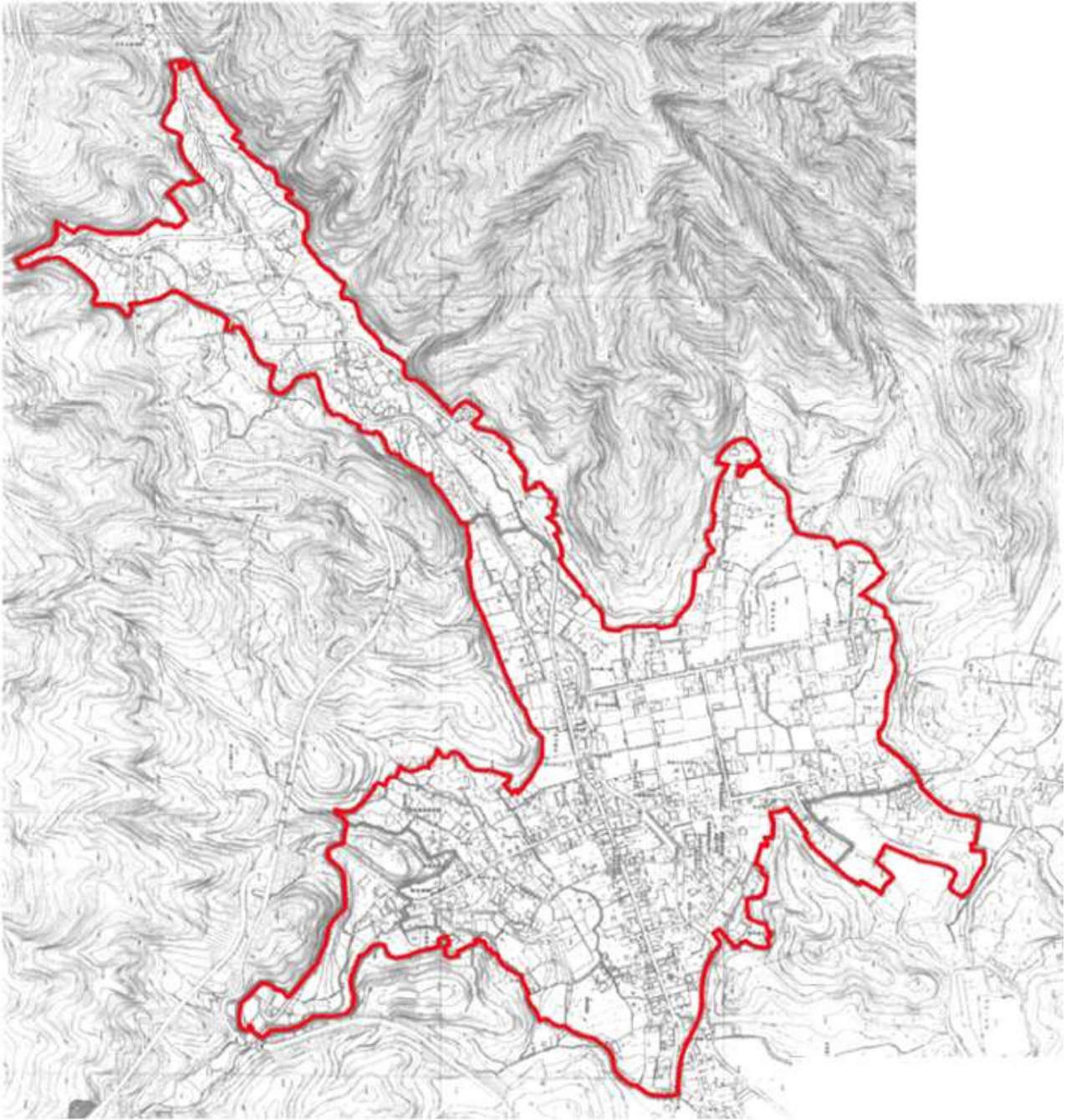
区域名または地区名	秋月地区
-----------	------


市町村位置図



【区域図】

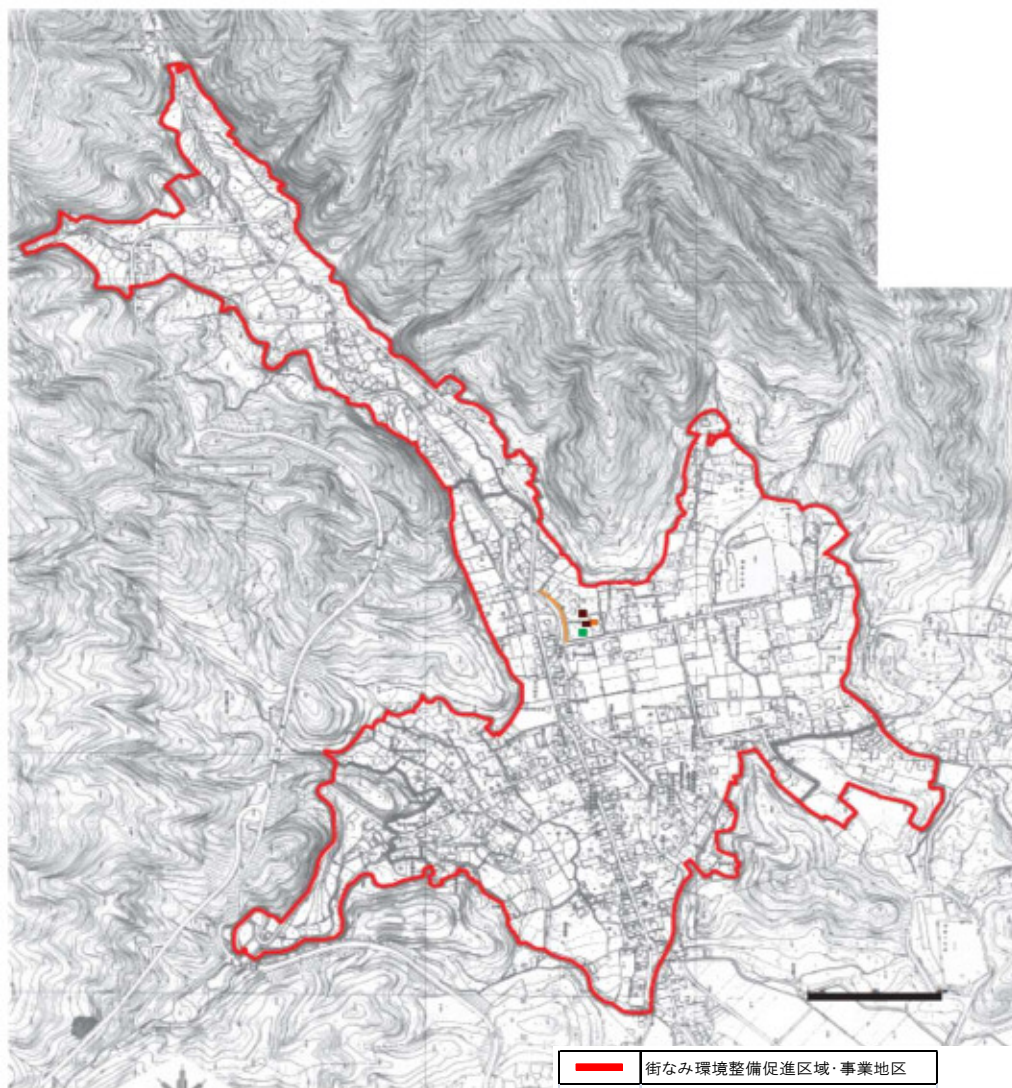
区域名又は地区名	秋月地区
----------	------








	街なみ環境整備促進区域 (街なみ環境整備事業地区)
---	------------------------------

【整備方針図】

地区名	秋月地区
-----	------



	街なみ環境整備促進区域・事業地区
	道路美化
	小公園緑地等
	集会所等
	解体

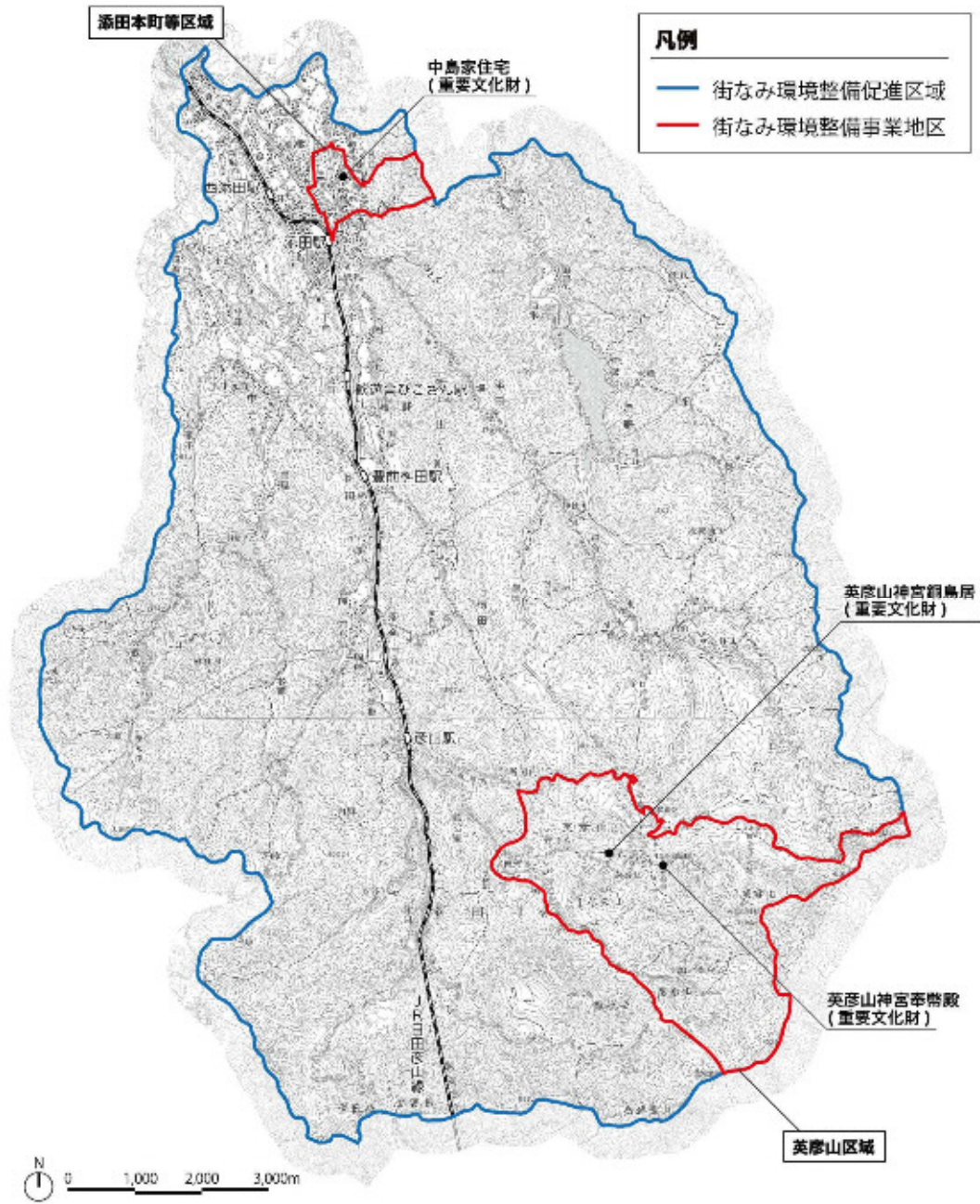
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名		福岡県	市町村名		添田町	区域名		添田町地区
区 域 現 況	区域の現況	<p>添田町地区は、国内で初めて指定された「耶馬日田英彦山国定公園」の主体をなし、古くから信仰を集める霊峰「英彦山」をはじめとする豊かな自然を擁し、その雄大な自然に育まれた清流を活かした農林業などが盛んな中山間地域に位置する。このような自然の中で、修験道や五穀豊穡を祈願する神幸祭等の祭礼が国指定重要文化財建造物などの歴史的建造物が建ち並ぶ町家みを背景に、大切に受け継がれており、歴史・文化に富む地域である。添田町歴史的風致維持向上計画では、英彦山を中心とする区域を「英彦山区域」、日田道を中心に形成された市街地の区域を「添田本町等区域」として、重点区域に位置づけている。英彦山区域には、国指定重要文化財である英彦山神宮奉幣殿をはじめ様々な社殿の他、歴史的建造物や遺跡が残されており、歴史的な街並みと荘厳な自然を背景に修験道の流れを汲む松会祈年祭が行われ、英彦山特有の歴史的風致を醸し出している。添田本町等区域には、英彦山信仰により形成された日田道沿道に、国指定重要文化財の中島家住宅などの商家や町家が軒を連ねている。このような場では、神幸祭等の祭礼が地域の方々により受け継がれ、岩石城の城下町として整備された町割りとも相まって、地区特有の歴史的風致が醸し出している。</p>						
	道路の現況	<p>添田町地区には、南側に東西に伸びる国道 500 号、南北に県道 52 号や 451 号等が通り、英彦山区域と添田本町等区域へのアクセス路となっている。英彦山区域は、国道 500 号が東西に、県道 451 号が南北に伸び、本区域への広域アクセス路となり、町道英彦山線である英彦山神宮参道が英彦山神宮や英彦山へのアクセス路となっている。英彦山内においても、様々な登山道が整備され歩行者ネットワークが形成されている。添田本町等区域は、県道 52 号が南北に伸び、本区域への広域アクセス路となっている。県道 52 号からはかつての街道である日田道（現町道上町屋敷線）をはじめとした町道により、中島家住宅や添田公園等への道路が整備されており回遊ネットワークを形成している。</p>						
	公園等の現況	<p>添田町地区は、英彦山をはじめ町域の 83%が森林となっており、雄大な景観を持つ自然観光地となっている。英彦山区域は、区域内全てが耶馬日田英彦山国定公園に指定されている。区域内には、英彦山神宮への参拝者や登山客、そして、周辺の建造物を巡る観光客の休憩所や交流の場として小広場等が整備され、町内外から人々が集う場として活用されている。添田本町等区域内には、筑豊地域随一の都市公園である添田公園が整備されており、四季折々の草花が織りなす風光明媚な情景により、公園散策や岩石山ハイキングなど、訪れた人々に癒しを与えている。特に、園内には約 2,000 本の桜が植栽されており、春には県内でも有数の桜の名所として多くの花見客で賑わいを見せている。</p>						
	地区住民のまちづくり活動の概要	<p>添田町地区では、郷土史会や添田町観光ガイドボランティア等の本町の歴史・文化を継承する活動をはじめ、様々な団体が様々な活動によりまちづくりを展開している。英彦山区域では、英彦山神輿を担ぐ会や彦山踊り保存会などの地域の歴史・文化を継承する活動が展開されている。また、英彦山神宮参道を中心に、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民や関係団体等による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。添田本町等区域では、中島家住宅が立地する日田道を中心として、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。</p>						

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<p>本町は、添田町のシンボルである霊峰「英彦山」とそれまつわる歴史的風致を維持向上させるため、英彦山（英彦山区域）とその麓の平野部（添田本町等区域）の2つの事業区域において、堅実かつ相互に連携した街なみ環境整備を先導することで、町全体の歴史と文化を基調としたまちづくりへと波及させる。これにより、地域活動の再活性や交流人口の増加を促し、歴史文化と賑わいが共存するまちづくりを目指す。英彦山区域では、歴史上価値の高い社殿や宿坊といった建造物が醸し出す参道独自の歴史文化を、一体的に整備することで歴史的風致の維持及び向上を図る。添田本町等区域では、歴史上価値の高い国指定重要文化財中島家住宅や町指定重要文化財中村家住宅といった文化財の公開活用による拠点形成を図り、それを活用したまちづくりを推進する。添田町地区全体にあっては、助成事業や地域活動の支援を行うことで、将来的に自立したまちづくり活動の実現を目指す。</p>	
	整備の時期	添田町歴史的風致維持向上計画の計画期間である、平成35年度までの10年間とする。	
	協議会活動支援に関する基本方針	歴史まちづくりを推進する地域住民による活動団体を育成し、その後の自立運営を推進するため、地域住民等の活動に対する支援を実施する。	
	地区施設整備の基本方針	通路等	歴史的風致を構成する建造物や自然等の資源、旧道としての歴史性を有する道路等が周遊路として一体感が創出されるよう、通路等を整備し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
		小公園等	歴史的建造物が立地する道路や歴史性を有する道路沿道等で、歴史的に大切な場所や歴史的風致を感じ取れる場所において、小公園の整備を実施する。
		その他	歴史的風致を形成する既存建造物を有効活用し、地域住民が地域活動や歴史まちづくりを行うための活動拠点、来訪者が歴史を感じられる情報発信拠点として、生活環境施設を整備する。歴史的風致を構成する歴史的建造物や自然等の資源は、火災によるき損・滅失の恐れがあることから、既設の対策を踏まえつつ、必要に応じて防災施設を設置することにより、防災性の向上を図る。添田町地区内で歴史的建造物等へと誘導を図るとともに、それらの周知のために設置されている案内板や誘導サインのうち、経年によりその機能を果たしていないものを除却するとともに、未設置の歴史的建造物等も含めて、説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインを設置する。設置するサインについては、本町全体の一体感が感じられ、かつ本町特有の歴史的風致を訪れた人々がより一層感じられるよう、ガイドラインを策定しデザインの統一を図る。町道英彦山線である英彦山神宮参道について、水道パイプの地中化、消火設備や街灯等の道路上工作物の修景整備を実施する。
	住宅等の整備に関する基本方針	住宅	歴史的風致を構成している歴史的建造物を対象に、その所有者等との協議を行いつつ、歴史的風致形成建造物に指定して、その修理事業等を実施する。歴史的風致を構成する建造物が複数建ち並ぶ道路や歴史性を有する道路の沿道等で、歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的風致形成建造物以外の住宅等の修景整備を実施する。
		敷地	必要に応じて板塀や生垣により沿道景観に調和させる。

【位置図、区域図】

区域名または地区名	添田町地区
-----------	-------

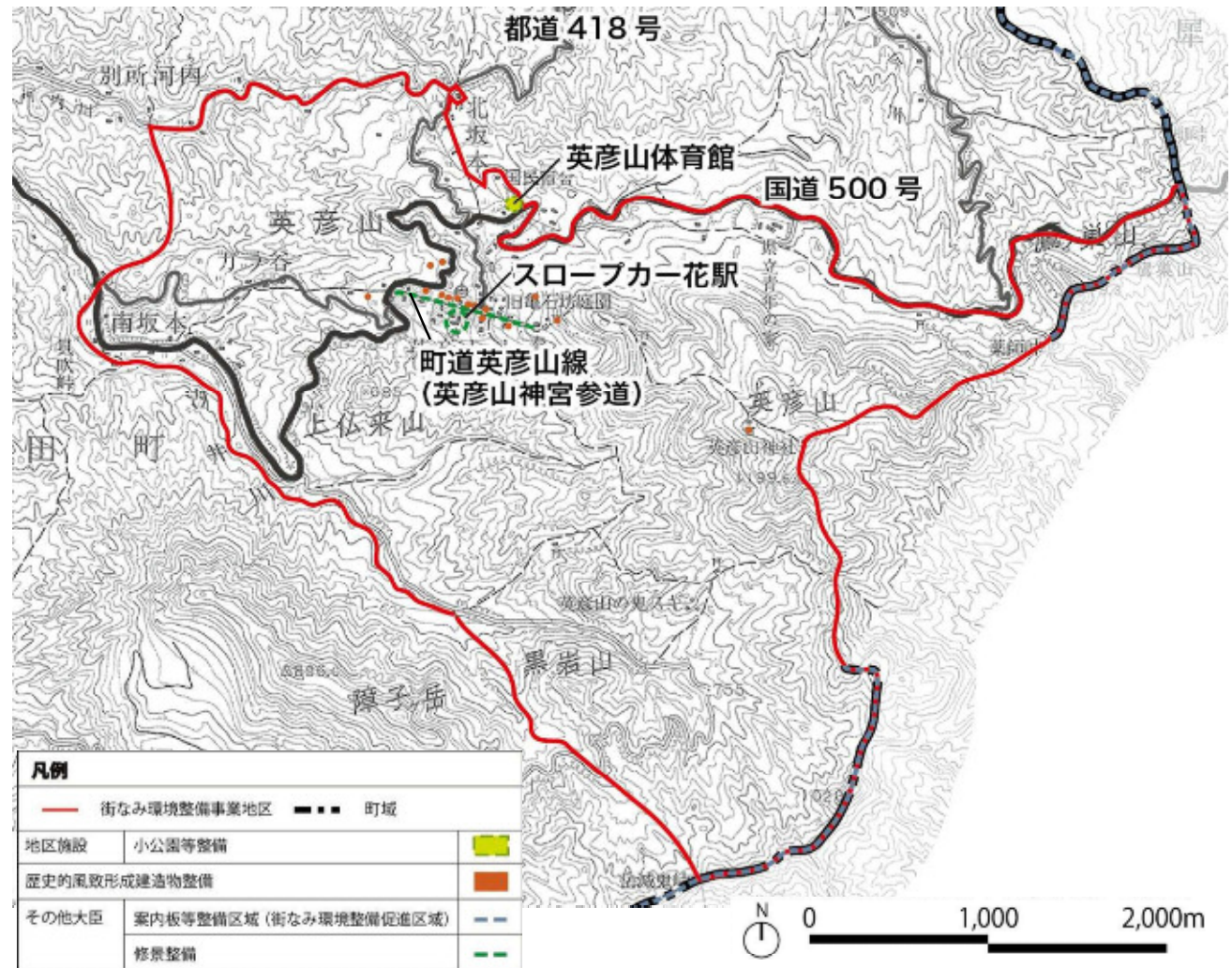


【整備方針図】

地区名	添田町地区
-----	-------



添田本町等区域

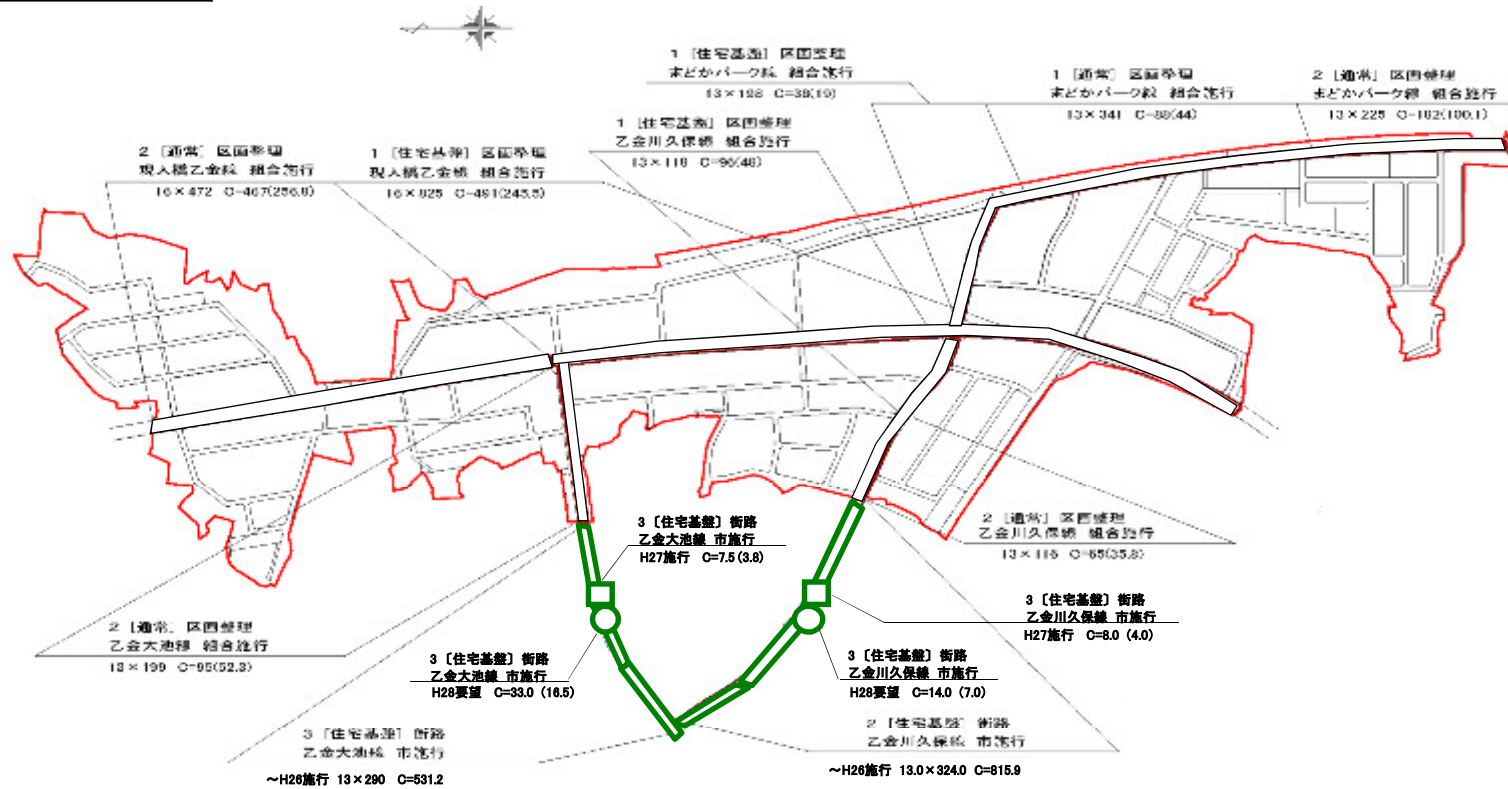


英彦山区域

住宅市街地基礎整備事業 施設概要図

計画の名称: 福岡県住宅・住環境整備計画(第2期)

団地名:	おとがなだいにちく 乙金第二地区
事業主体名:	おおのじょうし 大野城市



	平成26年度以前	平成27年度	平成28年度
住宅基礎(基幹)	■	■	■
住宅基礎(地住交)	■	■	■
その他事業等	■	■	■



■ 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編 15-(1) 2. に掲げる式による交付限度額（交付限度額1）

<Step0>

	（単位：百万円）		
	交付金算定対象事業費		
	A	K	B
基幹事業	24875.69	14032.19	
公営住宅等整備事業	16155.3		
地域優良賃貸住宅整備事業	23.997		
公営住宅ストック総合改善事業	8665.675		
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	16.65		
市街地再開発事業			
優良建築物等整備事業			
住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）			
都心共同住宅供給事業			
住宅市街地基盤整備事業			
住宅・建築物安全ストック形成事業			
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	12.213	2035.57	
住宅地区改良事業等		11996.62	
災害公営住宅家賃低廉化事業			6532.3
提案事業			
			国費（β）

これらの事業をKに含める場合には、補助金の場合の国費と変わらないように換算。
これらの事業は補助金の場合の国費と変わらないように

START

<Step0>
事業別に交付金算定対象事業費A、K、B
都市・地域再生緊急促進事業の国費を記

$9/10 \times (A+B) + K$ と $10/9 \times A + K$ のいずれか少ない額 $\times 1/2 + \beta$ 20,836 百万円

交付限度額1

■ 地域住宅特別措置法施行規則第5条第1項の規定による交付限度額（交付限度額2）

<Step1>

	住宅の種類 i	住宅の種類 ii	構造	（単位：戸）							小計
				北海道特別地区	北海道一般地区	特別地区	大都市地区	多雪寒冷地区	奄美地区	一般地区	
N2	地域住宅計画に基づき地方公共団体が新たに整備する住宅	①公営住宅	超高層一般								0
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0
N1	(1)計画期間終了の日までに耐用年限の2分の1を経過している公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層一般							33977	33977
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0
	(2)必要な耐震性能が確保されていないと認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層一般								0
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0
	(3)その他の事由により住宅としての機能が相当程度低下していると認められる公的賃貸住宅等	①公営住宅	超高層一般								0
		②住宅地区改良事業等	超高層一般								0
		③その他の住宅	超高層一般								0

<Step1>
住宅の種類別に戸数を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。
⇒交付限度額1が交

$(N1 + N2) \times Ch \times 0.5$ 486,550 百万円

Step1による算出結果が交付限度額1を下回る場合は、Step2へ

<Step2>

施設の種別	規模（単位）	用地費（千円/単位）	区域内の建築物の戸数（戸）	補償費（千円/単位）	単位当たり整備費（千円/単位）	Cn
(1)道路・公園・緑地・広場 [m]	下記以外			0	23	0
				0	23	0
	住宅地区改良事業等			0	23	0
				0	23	0
(2)下水道 [m]				3.6	0	
(3)-1 河川 [m]	整備費				3.700	0
					3.700	0
(3)-2 河川 [m ²]	用地補償費			0		0
				0		0
(4)-1 調整池 [m ³]	整備費				140	0
					140	0
(4)-2 調整池 [m ²]	用地補償費			0		0
				0		0
(5)再開発・優建 [m]					132	0
(6)電線共同溝等 [m]					680	0
(7)人工地盤 [m]					5,300	0

<Step2>
施設別に必要事項を記入し、交付限度額1を超えた時点で終了可能。

施設整備の実施に要する費用	0 千円
大規模な構造物等に係る補正額	千円

$[(N1 + N2) \times Ch + \sum Cn] \times 0.5$ 486,550 百万円

■ 交付限度額（交付限度額1と交付限度額2のいずれか少ない額）

交付限度額（交付限度額1と交付限度額2のいずれか少ない額） 20,836 百万円

社会資本整備総合交付金チェックシート (住宅)

計画の名称: 福岡県住宅・住環境整備計画(第2期) 都道府県名: 福岡県

計画作成主体名:

福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①関連する各種計画との整合性	
1) 関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1) 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
2) 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
3) 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(空き家の適正管理と利活用及び老朽建築物の除却等の推進)	○ ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ
4) 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 計画の目標と定量的指標の整合が図られている。	○
2) 事業内容は計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
3) 定量的指標は市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
2) 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
3) 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤事業の熟度	
1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
⑥計画実現に向けた連携等	
1) 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
2) 地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○
3) 交付期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	○
4) 社会資本総合整備計画(地域住宅計画)を公表することとしている。	○